

むつ市議会第259回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

令和6年3月4日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）13番 東 健 而 議員

（2）1番 高 橋 征 志 議員

（3）14番 中 村 正 志 議員

（4）2番 杉 浦 弘 樹 議員

（5）6番 櫻 田 秀 夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	川西伸二
教育長	阿部謙一	公営企業 管理 者	村田尚
代 監 査 委 員	齊藤秀人	選挙 管理 委員会 長	畑中政勝
農 委 員 会 員 業 委 員 長	坂本正一	政 統 括 策 監	吉田真
総務部長	吉田和久	デ ジ タ ル 政 監 推 進	藤島純
企 画 政 策 部 長	角本力	財 務 部 長	松谷勇
民 生 部 長	斉藤洋一	福 祉 部 長	中村智郎
健 づ く 推 進 部 長	菅原典子	子 み ど ら も い 長 s m i l e s e こ こ に り つ つ こ こ 長	吉田由佳子
経 済 部 長	立花一雄	都 市 整 備 長	木下尚一郎
建 設 技 術 部 長	小笠原洋一	川 内 庁 舎 長	杉山郷史

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、東健而議員、高橋征志議員、中村正志議員、杉浦弘樹議員、櫻田秀夫議員の一般質問を行います。

◎東 健而議員

○議長（富岡幸夫） まず、東健而議員の登壇を求めます。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） おはようございます。市誠クラブの東健而です。むつ市議会第259回定例会において、通告しました3項目の質問をさせていただきます。

初めに、私も質問が終わりました議員の皆さんと同じに、石川県能登半島地震で被災されました

多くの皆様方に衷心よりお見舞いとお悔やみを申し上げさせていただきます。そして、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、私は1項目めに当市の財政について取り上げました。財政問題については、市町村合併のとき特例債がありました。10年間で使える資金で、これがさらに10年間延長されましたが、当初その金額は220億円から230億円と言われていました。初めは夕張市の再建団体転落を受け、むつ市は4市町村で持ち寄った借金の額が大き過ぎて財政再建団体に転落するという懸念があり、杉山市長はすれすれの綱渡りの状態で財政を動かしておりました。しかし、それを少しずつ使い、当時手狭で窮屈な市役所を建て替えるため、大型店舗だったアークスプラザを買い取り、そこへ市役所を移転いたしました。

財源問題では黒字を継続している中で、これがどのように使われてきたのか、現在特例債はどのくらい残っているのか、この使い道なども気になる質問のテーマになりますが、現在でも特例債は相当減っていると思います。現在残っているかどうかも分かりません。

今まで特例債の利用に、相当変遷がありました。また、こればかりではなく、電源三法交付金などもありましたが、今回私はこれらの問題は質問いたしません。また今回、数日後に令和6年度の予算審査が待っています。それに触れないようにして質問をしたいと思っておりますので、ご答弁のほうも、それに合わせたご答弁をお願いしておきたいと思えます。

さて、それでは質問に移りますが、最近給食費や教育費の無償化、漁業者への共済金の上乗せ、母貝確保への補助金など、財政需要の伸びが相当高まっています。物価高の影響を受けながら、大変窮屈な予算消化だと思いつつ同時に、財源をよく拾い集め、適切な対応をしていることについて、

さすがという思いを抱いております。いずれ中間貯蔵で低レベルの放射性廃棄物のキャスクが搬入されれば、この窮屈さはある程度緩和されると思いますが、私には当市の財政が健全かどうか、判断に迷うところがあります。

そこで今回は、1項目めに財政全般について少し質問させていただきます。

1項目め、財政問題についてであります。まず、質問の1点目は、実質収支についてお聞きいたします。これは、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支から繰越明許費に伴って翌年度に繰越しすべき一般財源を控除した額であります。現在のこの実質収支について、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、2点目ですが、単年度収支についてお伺いいたします。当市では、この数年、黒字続きと報告されてまいりました。単年度収支は、その年度中に発生した黒字または赤字のことを指しますが、当市では当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額はどのようになっているのかお伺いいたします。これは、差額の増減が実際の次年度の増減になることであります。

次は3点目、実質単年度収支ですが、これは単年度収支に実質的な黒字要素の財政調整基金への積立金及び地方債の繰上償還額を加えて、赤字要素であります財政調整基金の取崩し額を差し引いた金額であります。財政調整基金の現在高と実質単年度収支についてどのようになっているのかお答えいただきたいと思っております。

次に4点目、実質公債費比率についてお伺いいたします。一般会計がその年に負担すべき借入金の返済額が標準的な収入に対してどの程度の割合になっているのかを示すものであります。この率についてどのようなパーセンテージになっているのかお伺いいたします。早期健全化基準は25%であります。

次に5点目、将来負担比率についてお知らせください。一般会計が将来にわたり負担を求められている負担額が標準的な収入に対してどの程度の割合になっているのかを示すもので、これを早期健全化基準といいますが、350%が標準となっております。いわゆる将来にわたる当市の負債、借金の額ですが、どのくらいの割合になっているのかお伺いいたします。

次に、2項目め、災害の緊急対応についてお伺いいたします。最近、世界的に見ても、山火事や地震、津波、土砂災害などによる大規模災害が頻発しています。皆さんも、その都度ニュースで流れますので、ご存じのことと思っております。2023年、昨年2月6日に起きたトルコ・シリアの大地震や中国地震の崖の崩落、洪水、ハイチの地震、カナダやアメリカ、オーストラリアなどの山火事、アメリカのハリケーンが多発などで、多くの人命が失われてきました。しかし、時の流れは速く、それらの災害はもう過去のものとなりつつあります。しかし、次から次に起きる災害が後を絶ちません。災害の規模は一概には申せませんが、最近では思いがけない大きな災害がどんどん起きているような感じがいたします。

当市では昨年、ホタテ産業が大打撃を受けました。市長の迅速な対応に、改めて漁業者の立場から感謝を申し上げておきたいと思っております。

災害について、改めて考えてみたいと思っております。今回もまた緊急災害の対応について2点の質問をいたしますが、市長のお考えをお伺いいたします。

まず1点目、大規模災害の緊急対応についてであります。災害は忘れた頃にやってくると申します。しかし、我が国では近年、忘れる間もないほどの大規模災害が頻発しています。

少し振り返ってみますと、1995年1月17日に起こった阪神・淡路大震災は、直下型の大震災で、

震度7でありました。

1983年5月26日に起こった日本海中部地震は、男鹿半島沖から津軽海峡の西側にかけて広い範囲の震源域として、マグニチュード7.7の大地震が発生。

2011年3月、東北地方太平洋沖地震、これは東日本大震災ですが、マグニチュード9.0、最大震度7で、東日本の沿岸部に大津波が襲来し、多大な損害を与えました。このとき福島第一原子力発電所の事故も発生しました。日本が戦後最大ともいえる国難に直面したのは、皆さんもご承知のとおりであります。

2018年には北海道胆振東部地震、このときには厚真町で震度7、苫東厚真火力発電所の緊急停止から発生したブラックアウトにより、全道295万戸が停電となりました。

その他にも多くの地震や豪雪、熱波などの災害が記憶に残っていますが、今年の元日に起きた能登半島地震による被害が日を追うごとに拡大しています。

しかし、最近大なり小なりの緊急災害が多発し、市民は「むつ市は大丈夫だろう」と、それに慣れてしまったような感があります。市民を守るためには、今まで以上の対策と視点が必要だと思えますが、市長は大規模災害に対する備えをどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目、避難路の複数箇所の設置についてであります。東日本大震災、能登半島地震、北海道のブラックアウトを経験した地震に見られるように、災害は山崩れや土砂崩れだけではなく、地震が起きれば津波が来ることが我が国の特徴ですが、日本海側の地震では、津波の到達時間が物すごく早いということが証明されました。

当市でも津軽海峡側と陸奥湾側が津波の対象となり、津軽海峡では到達も早く、陸奥湾側は比較的時間に余裕があると言われていますが、陸奥湾

側でも平館断層が原因となる津波は到達が早いと言われていています。しかし、少子高齢化で若者たちの援護が厳しくなっており、頼みの消防の力にも限界が感じられています。緊急時には車が使えないことも想定され、避難誘導も支障や混乱が予想されます。

避難所への避難路について、地域によっては複数の接続道路があると思っておりますが、災害時に使用できるように、日常的に管理、点検をしてはどうでしょうか。対する市長のご見解をお伺いいたします。

次に、3項目め、ライドシェアについてお伺いいたします。インターネットの中に2024年問題でのライドシェアとは、乗用車の相乗り需要をマッチングさせるソーシャルサービスの総称であり、ライドシェアでは自動車の所有者の運転手と移動手段として自動車の乗りたいユーザーを結びつけるソーシャルプラットフォームが提供されるとあります。

政府は、2023年末にデジタル行財政改革会議の中間取りまとめを受けて、2024年4月からライドシェアの一部解禁を決めたようですが、国土交通省のウェブサイトによると、今後タクシーが不足する地域、時期、時間帯におけるタクシーの不足状態を、道路運送法第78条第3号の公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であるとして、地域の自家用車や一般ドライバーによる有償で運転サービスを提供すること、自家用車活用事業ですが、を可能とする事業を行っていくとしています。

今後、2024年からタクシー事業者が主体となり、タクシーが不足する地域、時期、時間帯のライドシェアを実施するということですが、これは実行するには、以下4点のメリット、デメリットが挙げられています。まず1点目ですが、タクシー不足と言われている状態の解消、2点目、割安な料金とシェアに対するニーズがあるかどうか、3点

目、タクシー事業者及びドライバーの収益の確保、4点目、安全性への懸念。

これらの諸課題をひっくるめた落としどころとして、タクシー事業者を主体とした感は残りますが、しかし初手から全解禁まで踏み込むのは時期尚早であり、やむを得ないところかもしれないとの注釈が加えられています。

この問題について、根本は過剰な労働時間による過労死を防ぐための対策で、労働時間の短縮についてやむを得ないと思いますが、これを実行する上で、いろんな難題がくすぶっています。

そこで今回の質問ですが、これは2024年問題の運送の中のライドシェアに特化した質問になります。これに関しては、むつ市議会第258回定例会で浅利議員が質問をしていましたので、簡単に質問させていただきますが、まず1点目といたしまして、運転資格と料金について。ライドシェアを認めると、今まで保証されてきたタクシーの資格が要らなくなります。隣近所で乗り合いで買物に行っていたのが料金設定が必要になりますが、便乗で片づけられない問題が内包していると思います。これがどのようになっていくと思うか、お伺いいたします。

2点目、白タクと料金設定はどうなるかということですが、素人が運転し料金をもらうことは、今まで白タクと言われて禁止の対象になってまいりました。これを認めると、今まで二種の免許が必要だったタクシー会社で、素人が雇用されることはないのか。また、人的な輸送ばかりではなく、配達などの長距離輸送も認めざるを得なくなるが、これがどう変わっていくのでしょうか。

3点目、素人の運転に対する事故の補償についてであります。タクシー会社の利潤と運転手の生活費の保障、乗車した人の安全安心の確保と保険補償などはどうなるのか。安全安心が担保されるのか。市で想定できる範囲で結構でございますの

で、お答えいただきたいと思います。

これで壇上からの質問といたします。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。東議員のご質問にお答えいたします。

まず、財政問題についてのご質問につきまして、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、災害の緊急対応についてのご質問の1点目、大規模災害の緊急対応についてお答えいたします。令和6年元日に発生した能登半島地震は、その発生日時とともに、これまで未確認の断層に起因した地震ということで、大きな衝撃を受け、改めて当市の災害に対する備えをより万全なものにしなければならないと思いを強くしたところでございます。

当市においては、令和2年度に1,000年に1回程度発生するとされる最大降雨量を想定した洪水防災マップの作成及び配布をはじめとし、令和3年度には最新の津波堆積物の調査を踏まえ、考え得る最大クラスの津波を想定した津波防災マップの作成及び配布を行っております。

また、今年度は、それらの最大想定を踏まえたむつ市地域防災計画の修正を行ったほか、これまでも避難所等の見直し、まるごとまちごとハザードマップ事業、自主防災組織の設立及び活動の支援など様々な対策を進めてまいりました。

今後は、今回の能登半島地震を踏まえた対策も検討してまいりますが、まずはこれまで進めている様々な対策を確実に講じていくことが大切であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、避難路の複数箇所設置についてお答えいたします。現在、むつ市津波避難計画の修正を実施しており、計画の完成後には

地域の皆様と一緒に地域を回りながら避難路等を確認し、各地域ごとの避難路や自分自身の避難路について考えていただきたいと考えております。

そこで決まった避難路については、災害時に確実に使えることが大切になりますので、地域の皆様と協力しながら、点検も含めた維持管理について検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ライドシェアについてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） おはようございます。財政問題についてのご質問の1点目、実質収支について、2点目、単年度収支について、3点目、実質単年度収支について、4点目、実質公債費比率について、5点目、将来負担比率については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

財政中期見通し2023では、令和5年度の決算見込みといたしまして、実質収支は約6億5,000万円の黒字、単年度収支は約2億5,000万円の赤字、実質単年度収支は約3億1,000万円の赤字、実質公債費比率は13.9%、将来負担比率は141.3%と試算をしております。

これらの収支や比率等につきましては、今後予定されているむつ総合病院新病棟建設に伴う影響が大きいものと認識しており、令和9年度以降に本格的な財政負担が生じることから、新たな財源の確保や事務事業の見直しなど、財政の健全化に向けた取組を間断なく続けることで、中長期的にも安定した財政運営を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） おはようございます。ライドシェアについてのご質問の1点目、運転資格と料金について、2点目、白タクと料金設定は

どうなるのか及び3点目、普通二種免許を持たないドライバーの運転に対する事故の補償についてにつきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

国は、地域交通の担い手や移動の足の不足といった深刻な社会問題に対応するため、一般ドライバーでの有償運送を可能とする制度の創設を決定いたしました。

この新たな制度案では、安全安心を確保する観点から旅客運送における事故防止対策のノウハウを有するタクシー会社が、一般ドライバーの研修、教育、運行管理や車両の整備管理を行うとともに、運送の責任を負うことになり、また料金につきましては事前確定運賃により決定し、支払い方法は原則キャッシュレスであることが想定されております。

また、移動需要に対し柔軟に対応していくという観点から、一般ドライバーは雇用契約に限定すべきではなく、副業としての業務委託契約を認めることによってこそドライバー確保が進むといった議論がされておまして、その給与体系は時間給、歩合給、歩合給及び時間給の併用の3つの体系で一般ドライバーに支払われるものとされております。

今後タクシーが不足する地域、時期、時間帯を道路運送法第78条第3号の公共の福祉のためやむを得ない場合であるとして、一般ドライバーによる有償の運送サービスを提供していくとなっております。

なお、本制度案は、あくまでも人を運送する事業でありまして、配達などの長距離輸送を認めるのかにつきましては、現在国から示されておられません。

市といたしましては、国の動向を見据え、ライドシェアが制度化された場合には、既存の交通事業者との連携も含めて調査研究してまいりたいと

考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） 財政問題の再質問でございますけれども、大ざっぱに考えると、やはり将来の負担がありますので、黒字化は認めますが、人口減少で毎年収入の伸びが少なくなって、財政需要だけがが増えてるように感じます。

そこで、3点の再質問をさせていただきます。市長は、初めて独自の予算をつくりましたが、財政全般を見渡して、健全化基準をクリアしていると思うかどうか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標全てにおきまして、早期健全化基準を下回り、クリアをしております。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） ありがとうございます。私は、合併当初からいろいろ危機感を感じたりした時期がございましたので、今もなおそういうふうになっているのかなということがちょっと心配で、この財政問題を今回取り上げましたけれども、ある程度クリアしているということでございますので、それでこのままの予算を進めていくのかどうかは市長の手腕にかかっていますので、なるだけだったら、私の心配しています夕張市みたいな、ああいうふうな財政再建団体に転落することのないような方法を取りながら運営していただきたいと思います。

財政問題の2点目ですけれども、貸借対照表についてお尋ねいたします。これは、資産と負債、純資産が示す当市のバランスシートはどのようになっているのかお伺いいたします。

また、後で結構ですので、それを書類で提示願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

令和4年3月31日現在のバランスシートになりますが、資産は建物等の固定資産が549億1,714万3,247円、現金、預金等の流動資産が29億568万7,504円、合計で578億2,283万751円となっております。

負債は、地方債等の固定負債が373億3,744万9,029円、1年内の償還予定地方債等の流動負債が34億469万2,308円、合計で407億4,214万1,337円となり、純資産は170億8,068万9,414円となっております。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） ありがとうございます。今答弁をいただきまして、バランスが正常であるというふうに感じました。それなりに、ちょっと心配なところもありますけれども、先ほど市長に申し上げましたとおり、財政の要でございますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、3点目ですが、将来負担比率を下げた対策について、これは当市の財政の、私にとってみれば赤字というような部分のものです。350%まで使用できる状態でありますので、心配はないと思っておりますけれども、将来負担比率を下げる対策については、これは宮下市長時代から黒字が続いてきているわけですが、大きな事業をかわしながら、辛うじて財政健全化基準を満たしているという印象を受けました。

私は、今まで財政問題については大変厳しい状態になっていることを指摘してきましたが、物価高騰の中で予算がどんどん増えています。また、毎年かかる職員の給与や市役所の経費などの硬直化した財政需要の中で、急がれる消防分署の建設、むつ総合病院の新病棟利用が2028年度以降にずれ込み、期待した建設や建設の先送りなど、まさに心配の尽きない状態になっています。今まで借換債などを使い、やりくりをしてきましたが、この

状態が続くと健全化基準を満たせなくなるのではないかと思います。

何回も申し上げますが、少子高齢化と人口減少がそれに拍車をかけ、税収の伸びはどんどん落ちていきます。このままでは八方塞がりに陥るのではないかと心配であります。しかし今後中間貯蔵施設の資金が当市に入ってまいります。これから若者たちの税負担軽減のために、将来負担比率を減らすことが求められていると思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 市長の財政負担の軽減策ということでございますけれども、私自身は市の職員で財政課3年、県庁の市町村課で財政グループ1年ということで財政の経験をさせていただいておりますし、財務部長が先ほど答弁しておりますけれども、今も財務部長自身、財政の健全化に向けて取り組んでいるところでございます。

また、令和5年度の先ほど将来負担比率141.3%と財務部長から答弁をさせていただきましたが、将来負担比率の早期健全化基準というものがありますけれども、350.0%が基準になってございまして、当市の財政状況という意味では、大きくその基準からは下回っている状況でございます。

そういった意味からも、現状ではそうっておりますけれども、今後の将来負担比率を下げる対策についてお答えいたしますと、人口減少に伴いまして、東議員おっしゃるとおり、市税や地方交付税は長期的に減少が続いております。これは標準財政規模、ちょっと難しい言葉で市民の皆様にはなかなか伝わらない数字ではございますが、標準財政規模も減少することが見込まれまして、比率は悪化するものと推測されますけれども、公債負担の抑制を念頭に、一般会計はもとより一部事務組合や公営企業が実施する事業等につきまして

も、十分に協議を重ねるとともに、後年度の普通交付税措置を考慮して有利な地方債を活用してまいります。

また、基金の繰替え運用による一時借入金の抑制、むつ総合病院の債務負担行為の着実な履行に努め、将来世代の過度な負担を残さない持続可能な財政運営を私自身も目指してまいります。

また、先ほどバランスシートの公表ということをお伝えいただいておりますけれども、毎年度ホームページで財務諸表につきましても公表しておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） ありがとうございます。前向きな答弁をいただいたと思います。

市長は、財政についてもしっかりと把握していることが分かり、安心いたしました。的確な答弁を受けとめさせていただきました。

それでは、市長に1点だけ要望したいことがあります。今までの質問とダブるかも分かりませんが、私は今まで16年間、様々な形で人口を増やす対策を要望してきました。さらに申し上げておきますと、当市では将来3万人台までに人口が落ち込むことが行政側の予想ですが、このままの状態では推移していくと子供がいなくなります。学校もなくなります。将来負担比率を下げ、私たちのために魅力づくりが必要だと思っております。

そのためには、現在むつ市に在住している失業者の雇用対策ばかりではなく、今年も来年も県外へ出ていく子供たちを定着させる対策、Uターン、Iターンなどの対策が必要不可欠であります。このような対策は不可能ではありません。今後これができるかどうかは、市長の手腕にかかっております。そして、当市の未来が決まってまいります。ぜひこの政策を実現していただきたいと思っております。

今後若い市長の力を振り絞って、合併当初の約

束だった、市長は分かっていないかも知れませんが、4市町村の均衡ある郷土の発展という標語を掲げておりましたが、それを希望の持てるむつ市にするために頑張っていたきたい。要望として、それを申し上げておきます。よろしくお願いいたします。

次に、災害の緊急対応についての再質問ですが、以前の質問でも申し上げましたが、備えあれば憂いなしと申します。今までの災害の教訓から、緊急災害への備えは待ったなしだと思います。災害が起きれば、自分の命を守ることを最優先にしなければなりません。

これからお年寄りたちが多くなって、行政の指示どおりの避難ができない人も出てまいります。今までの大震災で、このための多くの教訓がありました。避難路は、指定のほかに幾つもあったほうがいいと思いますので、柔軟な対策をよろしく願いしておきたいと思います。これも前向きなご答弁、ありがとうございました。

それから次に、3点目でございます。ライドシェアの再質問をいたします。2024年問題は、運送、物流、建設業などの働き方が大幅に変わることになっています。この問題は2024年から始まる働き方改革の一環として取り上げられてきた問題ですが、ライドシェアの質問については、2024年に法律がこのように変わっていくことを取り上げさせていただきます。今後これが時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、同一労働同一賃金の徹底など、規制される法律が施行されます。

行政の取組といたしましては、労働者の生活と安全安心を最優先に考えなくてはなりません、市長にはこれから変わり行くむつ市の労働環境をしっかりと見据え、対策をお考えいただきたいと思います。

最後に、市民は物価高で生活が大変苦しくなっ

ています。これを緩和していただくようお願いいたします。むつ市議会第259回定例会での一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎高橋征志議員

○議長（富岡幸夫） 次は、高橋征志議員の登壇を求めます。1番高橋征志議員。

（1番 高橋征志議員登壇）

○1番（高橋征志） うまくいかず諦めたくなるとき、自分はよく「スラムダンク」を開きます。「あきらめたらそこで試合終了」という名ゼリふがありますが、自分はそれよりも、「オレは三井。あきらめの悪い男」のほうが好きです。三井のようにかっこよくはなれませんが、誰かがリバウンドを拾ってくれると信じて、スリーを打ち続けたいと思います。

それでは、通告に従い、3項目について一般質問を行います。

まず、項目の1つ目、文化財の常設展示施設について、3点お伺いいたします。1点目、常設展示施設の設置が見送られてきた経緯についてです。常設展示施設については、過去、庁舎移転に合わせ、市役所本庁舎内に設置という話もありましたが、最終的に見送られ、今日に至っております。どのような検討を踏まえ、どのような経緯で現在まで設置が見送られてきたのかお伺いいたし

ます。

2点目、現在の検討状況と今後の見通しについてです。常設展示施設は、長年見送りになっておりますので、まちづくりにおける文化財の重要性に対する認識が低くなっているのではないかと感じる方も多いのではないかと思います。文化財の活用の方向性を踏まえた現在の検討状況について、併せて新施設設置までのプロセスや計画を進めていく上での懸念事項など、今後の見通しについてお伺いいたします。

3点目、新施設設置までの現文化財収蔵庫の活用についてです。新しい施設の設置が進んでいない現状から考えると、今後もしばらくの間、市民が文化財に触れる機会は得られないおそれがあります。そのため、新施設設置までの間のつなぎとして、金谷にある現在の文化財収蔵庫の活用が図れないものかと考えております。

市のホームページによると、現在は予約すれば見学できることになっておりますが、積極的に活用を図っているとは言い難いと思います。

そこで、近年の文化財収蔵庫の利用状況、一般利用及び小・中学校における団体利用の状況をお知らせください。

また、現状利用について広く周知されていない理由についてもお知らせください。

次に、項目の2つ目、校則についてお伺いいたします。ブラック校則という言葉が生まれているように、はたから見ると疑問を感じるような校則が全国で問題視されております。むつ市においても例外ではなく、前髪は眉毛の上まで、靴下の色は白、ヘアピンは7センチ以下など、本当に合理的な根拠があるのか疑わしいようなルールも散見されます。

そこで、まず質問の1点目、校則の見える化についてです。これまで学校の中だけで完結していた校則をいろんな人の目を通すことで、現存して

いるルールのおかしさに気づき、校則を改善していくきっかけになるのではないかと考えます。特にホームページで公開することで、情報へのアクセスが容易になり、他校と比較することで生徒自身が校則に疑問を持ち、主体的に見直していくきっかけに、また学校からの求めに応じて購入している指定品等について、保護者が考えるきっかけにもなるのではないかと考えます。

文部科学省が令和4年12月に改訂した生徒指導提要においても、校則の内容について、ふだんから学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童・生徒がそれぞれの決まりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても記しておくことが適切であると考えられますと記されております。校則のホームページでの公開について、教育委員会としてのお考えをお伺いいたします。

次に2点目、教育委員会における校則の把握についてです。校則の改正については学校長の権限であり、現状教育委員会に報告義務がないことは理解しております。しかしながら、合理性を疑うようなルールが存在しているのも事実です。前述の生徒指導提要においても、教育委員会における取組例として、校則の内容、見直し状況について実態調査を実施と例示されています。

教育委員会として各学校の校則を把握し、情報を共有することで、アドバイスするタイミングも生まれ、市内全体で改善の方向に向かう可能性があるのではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に3点目、学校指定品等の根拠についてです。中学校で使用するリュックやセカンドバッグ、内履きなどは、学校から製品を指定されています。学校から求められれば、保護者として購入するしかないわけで、校則で決まっているからやむを得

ないものだと思っていました。

しかし、調べてみると、学校指定品の中には校則に定めのないものもあります。必ず買わなければいけないと、できれば買ってほしいという願いは、大きな違いだと思います。校則に定めのない学校指定品について、保護者に購入を求める根拠はどのようにお考えでしょうか。

また、要件が細かく定められているTシャツや靴下、ベルトなどの学用品について、なぜそこまで厳しく指定しなければいけないのか、その根拠についてどのように考えているのか、併せてお伺いいたします。

最後に、項目の3つ目、自衛隊への個人情報の提供について、2点お伺いいたします。まず1点目、市から自衛隊へ本人の同意なく個人情報の提供が行われていることに対し、提供されることを望まない市民を対象から除外する対応の可否についてです。市の業務である自衛隊募集事務の一環として、市が保有する若者の個人情報が本人の同意なく自衛隊へ提供されていますが、知らないうちに自分の個人情報が第三者に提供されることを望まない市民の方もいることと思います。

そこで、自衛隊へ個人情報の提供を望まない市民について、その情報を対象から除外する対応は可能であるかお伺いいたします。

次に2点目、提供後の個人情報の廃棄についてです。自衛隊へ提供する名簿については、後日自治体が自衛隊から回収し、自治体自身で廃棄するという例も全国にはありますが、むつ市ではどのような対応をしているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、文化財の常設展示施設について及び校則

についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、自衛隊への個人情報提供についてのご質問の1点目、市から自衛隊へ本人の同意なく個人情報の提供が行われることに対し、提供されることを望まない市民を対象から除外する対応の可否についてお答えいたします。

市から国への資料提供につきましては、自衛隊法第97条第1項に基づき、市町村長が行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務であり、自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」とされていることから、法令にのっとり対応しております。

また、今後提供を望まない市民の方がいた場合は、ご本人の希望を尊重し、対応してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、提供後の個人情報の廃棄についてであります。防衛省からの募集事務に関する依頼文書にもありますとおり、募集対象者情報は自衛官募集事務においてのみ使用され、その管理につきましても個人情報保護に関する法令に基づき厳正に行われているものと認識しております。

また、情報の引渡しの際には、改めて利用目的以外の使用の禁止、厳正な管理、利用終了後の適切な処理を文書により依頼しており、廃棄の時期につきましても確認しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 高橋議員の文化財の常設展示施設についてのご質問の1点目、常設展示施設の設置が見送られてきた経緯についてお答えいた

します。

これまで市役所本庁舎開放エリアを活用した展示施設の建設計画がありましたが、公共施設建設との調整及び財源が縮小する中で、再度関係部局との検討を要することとなり、現在に至っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、現在の検討状況と今後の見直しについてお答えいたします。むつ市総合経営計画後期基本計画においては、文化財を保護、活用することにより、地域活性化につなげる核となる施設として歴史民俗資料館の設置を検討することとされており、本市が所蔵するものと同様の文化財を展示、収蔵している他地域の施設の視察や、文化財収蔵庫に収蔵しております未整備収蔵品の調査、整理、データベース化等を行い、今後の調査研究に生かしてまいりたいと考えております。

また、設置計画を進めていく上での支障についてであります。計画を進めていく過程で、専門的知見をどのように入手して活用するか等の検討や、近年では地震などの大規模災害だけでなく、局地的な豪雨や急激的な温湿度変化など気候の変化が激しくなりつつあり、文化財を守る上で、適切な環境対策を講じることの重要性が増していることが挙げられます。市全体での公共施設建設の優先順位等も考慮しつつ調査研究の状況であることをご理解願いたいと存じます。

ご質問の3点目、新施設設置までの現文化財収蔵庫の活用についてお答えいたします。文化財収蔵庫の近年の見学利用状況といたしましては、令和2年度はゼロ人、令和3年度は48人で、内訳は2団体3組、令和4年度は10人で、内訳は1団体となっております。団体は学校のみとなっております。

利用についての周知が市のホームページのみとなっておりますのは、文化財収蔵庫は収蔵品を保存、管理している施設であり、構造上、不特定多数の方に見学いただける施設とはなっておりませ

るので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、校則についてのご質問の1点目、校則の見える化についてお答えいたします。まず、校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童・生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的に校長により制定されるものであるとされております。各学校においては、既に自校の校則を児童・生徒及び保護者に周知しており、これまでも適正に運用されていることをお伝えいたします。

校則の見直しに当たっては、児童・生徒の多様性や人権に十分配慮しつつ、児童会及び生徒会活動や学級活動等で話し合い、自らの学校生活を見詰め直すことで、規範意識や主体性を醸成していくことが重要であると考えております。

したがって、当事者である児童・生徒が他校と比較するよりも、自分自身の学校生活を振り返り、よりよい学校生活にするために校則を見直し、必要があれば変えていくことが大切であると考えております。

教育委員会といたしましては、一律にホームページで公開することは必ずしも必要ではないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、教育委員会における校則の把握についてお答えいたします。現在学校が教育委員会へ校則を提出する義務はありませんが、校則の在り方を私どもは各学校と共有させていただいており、各中学校の校則も情報提供いただき、把握しております。このように、現在は保護者の方等から校則の見直し等に関する相談があった際にはお話を伺い、必要な場合に適切な対応ができる状態にありますので、ご理解賜りたいと存じます。

今後も、当事者である子供たちが話し合いにより自らの学校生活を見直していく、そうした本来の

在り方を支援してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、学校指定品等の根拠についてお答えいたします。初めに、校則に定めのない学校指定品を保護者に購入を求める根拠と、校則に定められていない指定品の購入を強制ではなくお願いと捉えてよいかについてであります。学校は全ての子供たちがひとしく学習や活動に取り組み、成長する場であり、学校指定品は経済的な理由等により、こうした状況が阻害されないように定められているものと理解しております。各学校では、平等な教育環境の保障、安全面、機能面、経済面を考慮し、また一定数の購入により価格の低下を見込めることも考慮して、協力をお願いしているものと理解しております。

また、学校によっては、校則に明記されていないものの、当然必要な品物である等の理由から、校則から除外した例もあります。このように、各学校の校則は、以前と比較し、必要最低限の項目のみ明記するなど、簡素化されております。そのため、各学校では、校則に明記されているか否かにかかわらず、購入していただきたい品物について、入学説明会等で丁寧にご説明申し上げておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、指定品ではないが、要件が細かく定められている学用品についての根拠についてですが、指定品と同様に、経済状況等に左右されない平等、公平な教育環境を保障するために定められているものと理解しております。そうした中には、生徒が生徒会活動や学級活動等の話合いを基に定められているものもあります。原則は明確に、そして対応は柔軟とすることを考えながら、今後も各学校が生徒や学校の実情、社会環境の変化等に合わせ、必要に応じ、絶えず見直しをしていくことが必要であると私どもも理解しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） ありがとうございます。それでは、1つずつ再質問させていただきます。

まずは、文化財についてですが、常設展示施設につきましてですけれども、今建設は一時的にストップしていますが、常設展示施設への市民のニーズ、それをどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 常設展示場の建設につきましては、関係団体並びに市民の皆様方からも要望をいただいております。施設設置の必要性があるものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） その新しい施設なのですけれども、今後例えば財政的な事情などによって、今は計画検討中ということですが、断念するといったことはあり得るのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） むつ市総合経営計画後期基本計画において、文化財の保存、活用を行い、地域活性化の核となる施設である歴史民俗資料館の建設が検討されております。また、重要文化財である二枚橋2遺跡出土品は、公開し、活用に努めなければならないことと定められております。こうしたことを考え、今後も施設の設置について調査研究をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 二枚橋2遺跡の出土品ですけれども、そういった公開を前提といいますか、条件として重要文化財に指定されているということですので、役所的な資料とかを見ると、検討という言葉だと、どっちに転ぶかというところがどうしても心配になる部分があります。今の二枚橋のお話をお伺いして、基本的には公開が前提になっているということですので、施設のほうもいずれ

できるのだということで理解させていただきたい
と思います。

そうはいつでも、すぐにはできないと思います
ので、それまでの間、今の文化財収蔵庫を市民の
方が少しでも郷土の歴史文化を身近に感じられる
ように活用できればなと思っていますのですけれど
も、現在文化財収蔵庫にいる職員は、どのような
方が何名いて、常勤しているのかどうか、そうい
ったところについてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

現在文化財収蔵庫には1名の会計年度任用職
員、施設管理者が常駐しております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） すみません。ちょっと本質問
の繰り返しになるかもしれませんが、今文
化財収蔵庫の活用を図っていく上で、支障になっ
ていることをもう一度改めてちょっとお伺いいた
します。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

現文化財収蔵庫は、用途が収蔵品の保管となっ
ております。このため、公開、こうした活用を図
る際には来館者を受け入れる必要があり、建築確
認変更の申請、また用途変更のための改修工事と
して、電気設備、消防設備、バリアフリー機能の
追加、そして重要文化財資料の展示及び保管のた
めに防火区画を設置する等、大規模な改修が必要
となることとお答えかと存じております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 要するに施設の面が大きな問
題だということだというふうに理解させていただ
きました。

個人的には、新しい施設ができるまでの間、観
光などではなくて、あくまで市民の方の利用、特
に子供たちの理解促進というところを想定して活

用を図っていただけないかなと思っておりまし
た。ですので、例えば今のままの予約制であって
も、もう少し広く広報していただくですとか、あ
るいは年に数日間だけの、例えば特別展示みたい
な形で何かできればいいなというふうに思ってい
たのですけれども、ハード面というところが課題
なのであれば、最後は予算という部分になるうか
と思います。

新しい施設をいずれ造るのに、古い施設にお金
をかけるのはもったいないというのは当然よく分
かるのですけれども、現実としてまだ新しい施設
の設置のめどはついていないという状況だと思
います。教育は投資という観点からも、ある程度
の利用に向かって、予算の拡充みたいなことがで
きないかなと思っているのですけれども、いかが
でしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご指摘の思いは、我々もひ
としく持っておりますので、これからも検討を重
ねさせていただきたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） ありがとうございます。よろ
しくお願いいたします。

私、先日三沢市の先人記念館に行ってまいりま
して見学してきたのですけれども、パンフレット
を頂きまして、そうしますと松平容保の書ですと
か、松平容大の写真などがパンフレットに掲載さ
れており、すごいなと思って見ていたのですが、
パンフレットに括弧書きで、むつ市教育委員会所
蔵と記載されておりました。そんな資料が、大切
な資料が地元にあるのかという驚きと、あとはそ
のことを他市のパンフレットで知るといふ落胆を
抱えて帰ってきたわけです。

自分の経験からも、やはり本物を自分の目で見
るといふことは大事なことだと思っておりま
す。今回の定例会には、伝統行事及び民俗芸能の

継承発展に関する条例案も上程されております。伝統行事や民俗芸能は市の歴史と不可分ですので、常設展示施設の設置、またそれまでの収蔵庫並びに文化財の活用について、改めてご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、校則について再質問させていただきます。初めに、ホームページのことなのですが、今のところ必要性は感じていないとおっしゃっていましたが、例えば同じむつ市内でも、男子生徒のベルトが黒一色と指定されている学校と、黒、茶色、紺と指定されている学校、あとは整髪料の使用が認められている学校と認めないと定めている学校、一部の学校指定品についても、既に指定のない学校や来年度から指定がなくなる学校などの事例があります。

全国の事例というよりも、より身近な市内他校の事例を参考にすれば、目の前のルールが実は当たり前ではないのだということに気づいて、自分事として、これって変えられるのだと、変えてもいいのだという発想につながるのかなと思っています。生徒が主体的に考えて行動することは重要であって、どうせ無駄とか、絶対に変えられないという意識と、もしかしたら変えられるかもしれないという意識は大きな違いだと思います。その意味でも、市内他校、身近な事例を知ることは参考になると思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） おっしゃることにしましては、私どもも強く同感をするところであります。他の事例を知り、そして自らの生活を見詰め直すことは、子供たちにとって非常に重要なことであり、一番大事なことは、ご指摘いただきましたように、内発的動機だと思います。子供たちが自らのこととして問題を捉え、そして互いに意見を交わし結

論を得ていく、そうした活動を我々も支援してまいりたいと考えております。

そして、ホームページ等で公開しない理由等に関して、再度お話をさせていただきたいと思いません。重要なのは、児童・生徒の主体性、そして自治活動の尊重であると考えております。こうした意味から、各学校の児童・生徒が校則を見直した結果、その内容や表現が異なることは妥当であると理解しております。

各学校では、新年度に校則や学校生活の約束事等について、児童・生徒と確認する場を設けております。また、11月から12月にかけては学校アンケートを実施し、保護者の方々からご意見を頂戴し、さらに学校運営協議会等の場を活用して、保護者以外の地域の方々のご意見も頂戴をしております。こうしたことから、校則について十分当事者、そして関係者に周知されているものと考えております。

さらに、子供たちから要望があれば、子ども議会等の場で校則について話し合うこと等も可能であり、その際は各学校の検討手順や校則の内容を持ち寄り議論を深めることとなると考えております。

議員が望まれる比較は、私どもも重要なことと捉えており、その比較はこうした形で実現することが最も望ましいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 分かりました。ありがとうございます。

校則なのですけれども、ルールに従うのは当然なのですが、生徒自身が主体的に考えていく上で、ルールは変えられるということを、校則の見直しを通じて学ぶ機会になってほしいなというふうに思っています。

また、その際、ご助言いただける先生方にも、これはルールだからとか、これまでこうやってき

たからではなくて、根拠のあるご助言をいただければと思っております。例えばですけれども、学ランの中のTシャツが白のワンポイントと現在指定されていますが、中には500ミリリットルペットボトルの底の面の大きさという例示がされている校則もありまして、あくまで個人的な感想ですけれども、ロゴが二、三個ついていけば、どうせ学ラン着てしまえば襟元しか見えませんので、大差ないのではないかなというふうに思っております。本当に自発的に生徒が考えた結果なのか、初めからある程度ワンポイントありきというところで、一定の結論に誘導されてしまっている場合もあるのではないかなと感じてしまう部分もありますので、生徒の声であったり保護者の声を大切にいただければと思います。よろしく申し上げます。

次に、校則の2つ目、教育委員会による把握の部分についてなのですが、今回の質問に関しては、学校の裁量を制限するだとか、学校を監視して自治を奪うといった意味ではなくて、あくまでホームページと同様、生徒の主体的なルールの見直しを後押しするための情報の可視化という意味でお聞きしております。

こちらについては、もう一度確認なのですが、現在市内の中学校の校則を教育委員会では把握しているということでもよろしいでしょうか。もう一度確認させてください。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 私どものほうでは、各学校に依頼をして提供いただき、把握いたしております。しかし、確認をさせていただきたいことが1点ありまして、それを制度化して、変わるたびに提供を求めるということになれば、学校に一定の負荷をかけることともなりますので、そうしたことは取らずに、必要な時期に私どもが情報提供を求め、把握しております。そして、私ども

も決して古くはないものを把握していることを申し添えたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） ありがとうございます。それでもなお、現時点において、客観的に見て根拠がよく分からないルールというものが散見されると感じています。例えば髪型の部分についても、どうして駄目なのかというところがちょっと分かりづらい部分があるかなというふうに感じています。

そういったものは、例えば校則については、議会の場でも議論され、必要に応じて見直しを図るというふうにされてきましたけれども、それでもまだ残っているというのが現状だと思っております。生徒による主体的な見直しは当然なのですが、ある程度子供の権利という部分もございしますので、明らかにおかしいようなところというのは、大人の側からも改善していくというよりも、改善を促していく必要があるのではないかなというふうに感じています。

校則に限らずですけれども、教育問題を調べていると、中には生徒の意見でしたり、保護者の意見も検討すらしていただかず、ばっさり切ってしまう学校や教育委員会というのも全国にはあるようです。そういったことの延長が、学校に対する児童・生徒や保護者の不信感につながっているのではないかなというふうにも感じています。

そういうこともあって、いつもいささかしつこくなってしまっているのですが、先般のPTAや学校の寄附の問題につきましては、当市ではその後適切なご対応をいただいたことで、既に目に見える形で改善が進み始めているというところで、大変感謝しております。ですので、校則の問題についても、これから少しずついい方向に向かっていけばいいなと思っております。

子供の権利に関する条例案も今回上程されてお

りますので、校則も子供たちの権利に関わることでありますので、改善に向けて引き続きよろしくお願いいたします。

次は、3点目、学校指定品の根拠のことについて再質問させていただきます。保護者の経済的負担を軽減するためにも、指定品の根拠が不明確であったり、合理性が低いと思われるような指定品は極力自由化していただきたいと思っています。例えば通学用のリュックですけれども、制服とは違って、高校受験に直接影響するとも思えないのです。高校生は今普通に自由なバッグをしょっていますので。

平等性といっても、学校生活において全員が全て同じものを持てるわけでもないと思います。外の靴ですとか、文房具ですとかは皆さんばらばらですし、あとは平等性というのも、教育機会の平等という意味で、物の平等という意味とはちょっと違うのかなというふうに思ったりもしているのですけれども、例えば手提げのセカンドバッグについては、指定品を使うように指示されている学校もあれば、派手でなければ特に指定はないという学校もあります。どうしても必要なのであれば、なぜその指定品でなければいけないのか、なぜ類似品では駄目なのか、その理由を保護者が納得できるように合理的に説明していただきたいと思えます。そういった合理的な説明ができないのであれば、自由化しても問題ないのかなということにもなろうかと思えます。

今のところ理由があって、そういった指定をされているということですが、生徒や保護者へ、より丁寧な説明をしていただくように、教育委員会から学校へ働きかけていただくことはできませんでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 私どものほうで各学校と、校則であろうと、あるいは日用品であろうと、こ

うしたものについての共通の考え方は、共通理解がなされているものと考えております。

校則に関しては、生徒の主体性の尊重、そして自治活動の育成、これが大きな目的となります。そして、日用品等に関しましては、平等な教育環境の保障、この一点に尽きるものと考えており、この観点に従ってこれまでも各学校では適切に対応がなされているかと考えております。そして、各学校によっては、在籍数の多寡であるとか、いろいろな状況が決して同一ではありません。したがって、先ほど校則のときに申し上げましたように、考えた結果が各学校によって、内容、表現によって同一でないことに関しては、それをもってのみ大きな問題があるとは捉えておりません。

重要なことは、議員がご指摘いただきましたように、しっかりした説明ができるかどうか。翻って考えれば、児童・生徒が納得をして、それを遵守することができるかどうか、この一点にかかると考えており、このことについては、これまでも学校からは適切に説明がなされていると捉えておりますし、また万々が一、疑義があるようであれば、それは学校に問うていただき、当事者である子供たちと保護者の皆様方、そして教職員の中でしっかりと意思疎通を図っていただくことが極めて重要であると考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） ありがとうございます。

セカンドバッグ、ジャージとかを入れるバッグなのですけれども、親の立場からすると、ある程度形がそろっていれば何でもいいのではないかとこの部分もあたりもします。

ある学校では自由でよくて、ある学校では決まっているという部分で、それが分かれば、あれ、うちの学校は何で決まっているのだっけというふうにもなると思いますので、そういった保護者が

らの声があった場合には、丁寧にご説明いただけるようお願いいたします。

あとリュックとか内履きとかといった学校で指定されている以外にも、Tシャツとか靴下ですとかベルトですとか、色や柄や大きさを細かく指定されている学用品も多くあります。例えば靴下は白限定でワンポイントまでだと、ラインが入っているものは認めないという校則があります。少しくらい線が入っていてもいいような気もしますし、そもそも社会に出ればビジネスの世界で白い靴下をはくということはないので、社会に出て通用しないルールを学校で教え込むということに疑問を感じております。そういった学用品についても、その理由を合理的に説明してもらえるように、また説明ができないようであれば、自由化を検討するように、教育委員会から各学校へ働きかけていただきたいと思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 先ほど申し上げましたように、基本的な考え方に関しては、既に私どもと学校で共通理解がなされており、そしてその共通理解に従って各学校では児童・生徒に対し、保護者に対し、説明等がなされているものと理解しております。

そして、先ほどもこれ同様に申し上げましたとおりですけれども、子供たちがしっかりと考えた結果、その結論が学校によって異なる、表現や内容が異なることに関しては、それも妥当なことであると考えております。

しかしながら、ご指摘のように不合理なことや、あるいは児童・生徒の意向が反映されていないような事案があれば、これは著しく不合理であり、私が申し上げている目的と相反することですので、そうしたことがないように、これからもそうしたことがあった際には、情報提供いただければ

適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ということは、もし靴下ですとかベルトですとか、疑問を持っている生徒さんであったり、保護者の方がいた場合は、学校に相談すれば一緒に考えてもらえるということですよ。いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） おっしゃるとおりご理解いただけて結構です。

誤解のないように1つだけ申し添えさせていただきますが、今申し上げているように、校則、そして指定品等に関しましては、それぞれの学校が子供たちの意向を反映させて独自に決めるものがありますので、私どものほうで色や形等に関して一律の規格を示す、そうしたことは考えておりません。あくまでも当事者である子供たちと学校でしっかり話し合いをしていただきたい。そのことについて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ありがとうございます。なので、何か疑問があったときは教育委員会ではなくて、それぞれ個別の学校に相談して、生徒と保護者と学校と一緒に考えていくということですよ。ありがとうございます。

学校の要求水準に合う商品を、今いろいろ細かく決まっていますので、そういった要求を満たす商品を探すのは、保護者にとってはお金の面だけでなく、共働きの多いので、忙しい中わざわざ買いに行くという意味では、時間的にも、あとは先生に怒られないようにとあれこれ気を遣うという意味で、精神的にも負担になっているということはお理解いただきたいと思います。

そもそも選択肢の少ないむつ市です。大会への参加や美術館、博物館の見学など市内でできないことは市外に出て行うしかありません。他市の児

童であれば自宅から気軽に行けるものが、むつ市からは必ず長時間の移動となり、その分の時間も交通費などのお金も余計にかかります。他市に比べて圧倒的に不利な状況です。他県に比べたらなおさらです。

子供の経験の選択肢が狭まる、その理由がお金となることはできるだけ避けたいので、少しでも子育て世帯の経済的負担を減らしたいと思っています。よりよい教育環境を求めて市外へ転出したり、家族を都会に残してむつ市に単身赴任したり、そういう選択をされる方がいるのも無理のないことだと思います。だからこそ他市と同じでは不十分で、他市よりも手厚い支援、進んだ施策が必要だと思っています。学校徴収金の削減などについても、そのような思いで取り組んでおりますので、今後も議論を重ねていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは最後に、自衛隊への個人情報の提供について再質問させていただきます。まず、誤解のないように申し上げておきますと、今回の質問においては、市と自衛隊との関係性を否定する意図は一切ありません。あくまで市としての個人情報の取扱いについての議論になりますので、繰り返しになりますが、誤解されませんよう、よろしく願いいたします。

それではまず、再質問の1点目ですけれども、個人情報の提供に当たり、抽出される対象者の要件や提供されている情報の内容、自衛隊への名簿提供の時期などがどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

対象者につきましては、自衛隊からの依頼に基づきまして、提供年度において、性別にかかわらず18歳及び22歳に達する方の氏名、生年月日、性別及び住所の4つの情報を提供しております。

提供時期につきましては、例年でありまして4月中旬に依頼を受けまして、5月には自衛隊のほうへ提供させていただいております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 本質問の中で自衛隊へ個人情報の提供を希望しない方への対応として、本人の希望を尊重して対応していただけるということでご答弁いただきましたけれども、外してもらえると、提供する名簿から自分の個人情報を除いてもらえるということは分かりました。

その手続についてなのですけれども、広報むつですとか、ホームページなどを通じて市から周知していただくことは可能でしょうか。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

関係法令上、本人の同意は必要とされていないことから、制度上、周知の必要はないものと認識してございます。

一方で、議員のご提案につきましては、引き続き国や他市町村の動向を見ながら、また市民の皆様のご要望の状況に鑑みて研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ありがとうございます。私自身は、せっかくそういった手続ができるということで、個別にSNSなどを通じて情報発信したいと思っておりますけれども、情報が届く範囲には限界がありますし、そもそも実務を伴わない部外者ですから、どんなに気をつけたとしても、情報に正確性を欠くおそれがあると思います。ですので、そういった手続が可能なのであれば、市として公式に情報発信をすべきなのではないかなと思います。広報むつは、既に印刷などの関係で間に合わないことがあったとしても、ホームページですと

かSNSなどを使えば、時間も予算もかけずにできると思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、こちらの事務に関しましては、法定受託事務として法律の規定にのっとって事務を進めているということになりまして、先ほども申し上げましたとおり、関係法令上、本人の同意というのは必要なく、また除外手続という規定もこの法律の中、ルールの中にはないものでございますので、制度上、周知の必要はないものと認識しております。

ただ、先ほど申しましたとおり、引き続き議員のご提案に関しましては、国や他市町村の動向に加えまして、市民の皆様からの要望というも状況を鑑みて研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） そうしますと、今のところ市から公式なアナウンスがないということになりますけれども、公式な情報がないと手続をしたいと希望していても、締切りを過ぎてしまうことも考えられるのではないかなと思います。

この春、今の4月に依頼があって5月に提供する名簿から、自分の個人情報を除外してもらうためには、いつまでに市役所で手続をすればよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、提供時期につきましては、例年でありますと4月に依頼を受けて5月に提供するというところでございますので、それまでに、4月中にご相談いただければ、この名簿から除外することは可能であるというふうに捉えています。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ありがとうございます。

それでは最後に、まとめとして一言述べさせていただきます。自衛隊への個人情報の除外申請について、市としての広報は難しいということでしたが、手続をすれば自衛隊へ提供する名簿から個人情報を除外していただけるということは確認することができましたので、ありがとうございます。

県内では事例がないのかもしれませんが、除外申請の手続は既に全国で広く行われています。中には申請の手続の内容や申請期間といった情報だけでなく、自衛隊へ提供した名簿は後日回収し、自治体側でシュレッダーで廃棄していること、あるいは自衛隊への名簿提供は個人情報保護審査会への諮問、答申を経た上で行っているという経緯までホームページで公開している自治体もあります。何でも他の自治体と横並びがいいとは思いませんが、それでもいい点は取り入れて改善を図っていただきたいと思っています。

この除外申請の手続は、あくまで個人情報の提供を希望しない市民への配慮として行われていると認識しております。手続を希望する方の人数にかかわらず、市民への配慮として、市民に寄り添った情報発信にも今後努めていただきたいと思っています。

個人情報が提供されることを望んでいないのに、知らないうちに提供されてしまったという人がもし仮にいたとすれば、その人の笑顔はきっと失われてしまうはずです。むつ市の目指す目標は、「笑顔かがやく希望のまち」ですから、市民一人一人の権利、市民一人一人の生活にもご配慮いただきたいと思っています。

そのことを要望して、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（富岡幸夫） これで、高橋征志議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○議長（富岡幸夫） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。14番中村正志議員。

（14番 中村正志議員登壇）

○14番（中村正志） こんにちは。自由民主党、自民クラブの中村正志です。むつ市議会第259回定例会に当たり、一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的に前向きなご答弁をお願いいたします。

今月末をもちまして勇退される川西伸二副市長をはじめ、退職されます職員の皆様には大変お世話になり、ありがとうございます。長年にわたりむつ市政を支えていただいたご功績、ご労苦に心より敬意を表する次第でございます。ご健康に留意され、今後も豊富な経験からのご指導、ご教示をよろしくお願いいたします。

皆さんは、「ふてほど」、「不適切にもほどがある！」というドラマをご存じでしょうか。あるいは御覧になっているのでしょうか。宮藤官九郎さんの脚本による現在放送されているテレビドラマです。コンプライアンスが厳しい令和とそうではなかった昭和を舞台とするタイムスリップもので、エンターテインメントとして笑いながら楽しめる作品となっています。

ドラマは、昭和を生きた人の視点でつくられて

おり、令和社会の建前であったり、過剰にコンプラが捉えられている部分への主張は、平成世代にも通じるかもしれませんが、昭和世代が肌で感じる窮屈さや不自由さは、世代によって感じ方、受け止め方が異なるかもしれません。昭和世代の心を熱く揺さぶっても、Z世代にはそう言われてみればそうかもしれないくらいの温度差かもしれません。昭和を知らない世代に昭和がどんな時代だったかを知ってもらい、その時代を生きてきた人たちから見た令和社会への疑問から気づきを得てほしいという、そんなメッセージが込められているような気がします。

この「ふてほど」では、様々な差別やハラスメントが登場します。それがなぜ駄目なのか、なぜそれが問われるようになったのかという理由や道筋が、残念ながら詳しく描かれていません。昔はよかったものが、今突然駄目になったわけではなく、昔は嫌な思いをしても言えない、声を上げられない、つらくとも笑ってその場に合わせていた人たちが、嫌だと言っていいのだと気づいて、ようやく声を上げられるようになってきた。そして、その声を理解する人、理解したいと思う人が増えてきたのが令和のコンプライアンスなのだと思います。

全ての立場の人に配慮した言動は難しいです。かくいう私自身も、令和のコンプライアンスによりやく体験入門した程度の自覚があります。恐らく間違えることが多いし、ずっと不安を感じつつ考え続ける必要があると思っています。様々な人の思いに真摯に向き合い続けなければならないのが令和のコンプライアンスなのだと思います。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、市長一般施政方針についてであります。私は、これまで歴代の市長の方々に、いろいろな角度から市長一般施政方針について質問をしてまいりました。その一番の理由は、議会において何の制限も

なく自由に発言できるのが、唯一この一般施政方針だと考えているからであります。そこには、市長のむつ市政にかけける思いや、将来にわたるビジョンなど、市民に一番伝えたいことが込められていると考えるからです。

定例会初日、山本市長の一般施政方針を伺いました。歴代のどの市長とも異なる山本市長らしい一般施政方針だと私は受け止めました。

そこでお尋ねをしますが、一般施政方針とはどうあるべきと考えるか、また何を一番伝えたいと考えたか、市民の皆様にとどのように感じ取ってほしいと思うか、市長のご所見を伺います。

質問の第2は、使用済燃料中間貯蔵施設（リサイクル燃料備蓄センター）についてであります。「施設立地は可能である」、「施設立地は可能である」今この言葉が私の頭の中に繰り返し響いています。これは、今から21年前の平成15年6月10日の使用済核燃料中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」に関する調査特別委員会最終日に、馬場重利特別委員長が発した言葉です。あれから21年です。誘致を表明した杉山肅元市長、一緒に東京で開かれた専門家会議に傍聴に行った宮下順一郎元市長はおりません。あのとき議場にいたのは、私と佐々木肇議員、白井二郎議員くらいでしょうか。副市長も理事者側の皆さんも、誰もいなかったのではないのでしょうか。そのくらいの長い時間が経過しております。

それが、いよいよ実現しようとしています。2024年度上期の事業開始に向けて、準備が進められています。事業開始に向けては、まだまだ乗り越えなければならないハードルはあると思いますが、それらを含めて中間貯蔵施設についてお尋ねをします。

1点目、何のために中間貯蔵施設を誘致するのか、今さらですが、あえてこの根本的な問いをさせていただきます。

2点目、中間貯蔵施設に関する交付金について、初期対策交付金から現在まで、これまでの交付金の総額と、この交付金により行った事業についてお伺いします。

3点目、今後のスケジュールについて、キャスクが搬入されるまでの手順はどうなるのか。

4点目、キャスク搬入後の財政（歳入）に与える影響について、交付金、固定資産税、核燃料税はどうなるのか。

5点目、キャスク搬入前に、むつ市、青森県、事業者の3者間で安全協定を結ぶこととなりますが、この安全協定に盛り込まれる事項、項目はどうなるのか。また、むつ市として譲れない事項とは何か、3者間でのすり合わせはどのように行われるのか、安全協定についてお伺いいたします。

6点目、昨年旧大畑高校の見直しから今日まで、オフサイトセンターについて現状の議論はどうなっているか。また、操業開始時には必ず必要なものかお伺いします。

中間貯蔵施設については、以上6点お伺いいたします。

質問の第3は、むつ市英語検定料補助金についてであります。明日3月5日は、県立高校の受験日であります。受験生の皆さんがこれまで積み上げてきた努力は、決して裏切りません。100点は無理かもしれませんが、今までのベストならきつと出せるはずです。皆さんの家族はもちろん、たくさんの方が応援しています。受験生の皆さんにとって、明日が夢への第一歩を踏み出す日となりますように、明るい未来が始まる日となりますように応援します。

国際社会のコミュニケーションツールとして機能しているのが英語ですが、日本の英語レベルは世界の中でも低く、アジアの中でも同様に低いとされています。

このような現状を踏まえて、2020年度から大幅

な改革を行い、現在では英語を小学校から必修とし、3、4年生では外国語活動として、5、6年生からは教科として英語の学習が始められています。

むつ市英語検定料補助金であります。今年度から実施されているところですが、1点目として、その事業目的について、事業内容も含めてお尋ねします。

2点目、今年度の事業実績について、目的は達成されているか、またどのような評価をされているか、併せてお尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長一般施政方針についてのご質問にお答えいたします。一般施政方針とは、どうあるべきと考えるかについてであります。一般施政方針は、市政運営に当たり市長の市政運営に対する基本的な考え方や予算案及び主要な施策について、市民の皆様全てが夢や希望を持って暮らしていけるようお伝えするものと考えております。

この施政方針で市民の皆様にお伝えしたかったことは、スマイル・トークリレー「FLAT」など市民の皆様との対話を通じて、市民の皆様の声、そして思いが市政に届き、施策という形になったということでもあります。

市民の皆様からいただいたご意見については、すぐに実施できるものにつきましては令和6年度予算に反映し、中長期的なものについては今後も引き続き市民の皆様との対話を続け、それを形にすべく努めてまいります。

次に、市民の皆様を感じ取っていただきかけたことは、市民の皆様の声や思いが直接むつ市の未来を築いていることを実感していただくことで

あります。今後もむつ市議会での議論や市民の皆様へ多くの声を上げていただき、その声が私に届き、そのことが新たな施策として生まれてくるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の1点目、何のために誘致するのかについてお答えいたします。まず、使用済燃料中間貯蔵につきましては、エネルギー資源の乏しい我が国において、自立かつ安定的に電力エネルギーを確保するための政策として、核燃料サイクルの推進が基本方針とされている中で、使用済燃料を再処理するまでの間の時間的な柔軟性を持たせるためのものとして、極めて重要な位置づけの施設となっております。

当市におきましては、この使用済燃料中間貯蔵施設の立地受入れという形で国策へ協力することを通じ、地域振興の推進を図ることを誘致の目的としていたものと理解しております。

また、誘致当時の市政において、財政健全化のための安定財源の確保が重要課題となっていたことが背景としてございまして、電源立地地域対策交付金をはじめとする財源獲得がこれまでの財政健全化に大きく寄与しているものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目から4点目までにつきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の5点目、安全協定についてお答えいたします。安全協定は、市、青森県及び事業者の3者間で調整している段階となりますが、県内で締結されているほかの原子力安全施設における安全協定の主な内容を紹介させていただきますと、住民の安全確保及び環境保全に万全を期することをはじめ、透明性を確保するための積極的な情報公開、環境放射線モニタリングの実施、住

民に損害を与えた場合の損害賠償、風評被害に係る措置などが盛り込まれており、これらが基本的な事項になるものと考えております。

また、すり合わせにつきまして、前段でご説明いたしました、現在行っている安全協定締結に向けた事務的な調整を市、青森県及び事業者の3者で行っており、お示しできる段階になりましたら、議会や住民の皆様への説明等を経て、締結に向かっていくプロセスとなります。

次に、当市として譲れない事項としましては、原子力施設の安全性は、原子炉等規制法に基づく原子力規制委員会の安全審査により担保されていると考えておりますが、市民の皆様への安心のため、市に対してしっかりと情報が共有され、それが公開されることが大切であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の6点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 中村議員のむつ市英語検定受検料補助金についてのご質問の1点目、事業目的についてお答えいたします。

文部科学省では現在、外国語教育の目標の一つとして、中学校3年生で英語検定3級相当以上の力を持つ生徒を50%にするという目標を掲げております。

令和4年度の中学校3年生を対象とした調査結果では、実際に英語検定3級以上を取得または同程度の力を持っていると判断された生徒の割合は全国で48.7%、青森県で41.6%、そしてむつ市は38.4%という結果であり、目標に対し、いまだ届いていない状況となっております。

その対策の一つとして、今年度より青森県教育委員会の小・中学校外国語教育充実支援事業を活用して、日本英語検定協会が実施している英検I

BAというアセスメントテストを市内全中学校で実施しております。その結果、一人一人に得意分野、不得意分野や対策が示されるとともに、英語検定ではどの程度の力を持っているかが判定されております。中学生が積極的に英語検定に挑戦することで英語学習への意欲も高まり、英語力向上につながるものと考えております。

むつ市教育委員会では、市内中学校に在籍する生徒が英語検定を受検する場合、申請のあった保護者に対し、1年間に1度、級にかかわらず、受検料の半額を補助する本事業を今年度から開始いたしました。受検料も年々高騰していることから、保護者の皆様への経済的負担を減らし、英語学習に対する意欲、能力向上の手だてとすることを目的としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、今年度の実績についてお答えいたします。先日、今年度の全3回の英語検定を終えたところでありますが、年間を通して半額補助金を受給した人数は188人、補助金の合計額は36万6,100円となりました。

また、英語検定を受検した生徒の割合は、令和4年度は33.2%、令和5年度は35.4%となっております。僅かではありますが、増加したことは、本事業が受検者の増加につながっているものと捉えております。

英語への関心を高め、国際社会に生きる子供たちが英語力をより高いレベルで身につけることができるよう、次年度以降も継続して本事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の2点目、これまでの交付金についてお答えいたします。

電源立地地域対策交付金のうち、電源立地等初

期対策交付金相当分は、平成13年度から平成19年度までに総額24億6,570万2,203円が交付。保育所や消防職員、むつ市総合病院看護師等の人件費に活用しております。

また、電源立地促進対策交付金相当分は、平成20年度から令和2年度までに総額14億7,000万円、核燃料サイクル施設交付金相当分は、平成23年度から令和4年度までに総額179億8,655万952円が交付。ウェルネスパーク等の指定管理料や、一般廃棄物収集運搬委託料等のソフト事業に活用しております。

次に、核燃料サイクル交付金は、中間貯蔵施設に係る初期段階の交付限度額1億6,650万円のうち、平成24年度に1億3,500万円が交付。消防職員の人件費に活用しております。

次に、青森県核燃料物質等取扱税交付金は、平成24年度から令和4年度までに総額32億8,465万4,000円が交付。下北地域広域行政事務組合のじん芥処理費負担金等に活用されております。

次に、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金は、令和元年度から令和3年度までに総額10億円が交付。むつ市釜臥山スキー場整備事業や消防団装備整備事業等に活用されております。

次に、ご質問の4点目、搬入後の財政（歳入）に与える影響についてお答えいたします。増額となる歳入といたしまして、電源立地地域対策交付金のうち、核燃料サイクル施設交付金相当分は、交付基準が建設段階から運転段階へ変更となり、1トン当たりの交付単価が50万円から62万5,000円になりますが、最大貯蔵量3,000トンの8割となる2,400トンまでは現在と同じ年間15億円が一定に交付され、2,400トンを超えた段階で交付が増え、3,000トンに達した場合、年間の交付額は18億7,500万円になると見込んでおります。

また、核燃料サイクル交付金は、交付基準が初

期段階から運転段階へ変更となり、中間貯蔵施設に係る交付限度額8億3,250万円が運転開始の翌年度から5年間で交付が可能となります。

次に、青森県核燃料物質等取扱税交付金は、施設数割が中間貯蔵施設の稼働により対象となるため、9月末までに運転段階となった場合、翌年度から増額になると見込まれますが、青森県核燃料物質等取扱税の税率改正等に伴い、交付金の見直しが図られるため、具体的な影響額は県の動向によるところとなります。

次に、むつ市使用済燃料税は、税率が1キログラム当たり620円であり、最大貯蔵量3,000トンに達した場合、年間18億6,000万円の税金が見込まれます。その他、固定資産税のうち、償却資産となる貯蔵容器、キャスクについて、課税の対象ではありませんが、取得価格等が不明であるため試算することが困難でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） 使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の3点目、今後のスケジュールについてお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設につきましては、リサイクル燃料貯蔵株式会社において、現状、2024年度上期までの事業開始に向けて、安全対策工事をはじめとした必要なプロセスを進めている段階でございます。

今後は、東京電力ホールディングス株式会社から提示される柏崎刈羽原子力発電所における使用済燃料の搬出計画を受けて策定される貯蔵計画を基に、安全協定締結に向けたプロセスが進むこととなり、その後1基目のキャスク搬入、最終使用前事業者検査を経て事業開始に進むこととされております。

いずれにいたしましても、市民の皆様の安全を大前提に、事業者及び県と連携して取り組んでま

いますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） 次に、使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の6点目、オフサイトセンターについてお答えいたします。

オフサイトセンターの現状につきましては、令和元年12月に事業主体である青森県から旧大畑高校跡地に大間原子力発電所のオフサイトセンターと併せて整備する方針であると説明を受け、それに対する懸念を伝えておりました。そして、今年の8月に宮下青森県知事が大間原子力発電所のオフサイトセンターの立地指定について見直す旨の見解を示したことから、青森県と事務的に調整を進めており、また事業主体である青森県は、内閣府などとの調整を行っている状況であると伺っております。

また、オフサイトセンターは、操業開始時には必要な施設であり、その際の具体的な施設の指定につきましては、青森県が内閣府等と調整している状況であると伺っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） ご答弁ありがとうございます。今の答弁を聞きまして、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、施政方針についてであります。中身にあまり突っ込み過ぎますと予算審議になってしまうので、そうならないような角度から再質問させていただきたいと思っておりますが、またあまり細かい言葉尻を捉えて質問するのはちょっと本意ではないのですけれども、施政方針の中で「ヒトを想う。むつ市らしい やさしい予算」と表現をしております。人という字が片仮名になっているのもちょっと気にはなりますけれども、「むつ市らしい」という言葉を使っております。その部分につきましてお聞きしたいと思うのですが、「らしい」と

いうと幾つかの使い方をする助動詞、接尾語であります。意味とすると根拠や理由のある推定を表したり、伝聞や推量に基づく曖昧な断定を表したり、似合う、ぴったりしたというような状態を表すときによく使われますが、この「むつ市らしい」ということは、どのような意味で山本市長は思いを込めて、この言葉を選ばれましたか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 「むつ市らしい」とは、予算編成におきまして、これまでも市民の皆様の思いや声を基に新規事業などの構築に努めてまいりましたが、令和6年度予算につきましては、27回に及ぶ市民の皆様とのスマイル・トークリレー「FLAT」を通じまして、その声や思いを形にすることを念頭に取り組みました。ほかの自治体でも同様に市長と市民の対話集会を行っておりますけれども、むつ市ほどの回数を行っているところはほとんどございません。このことから、新年度の予算は市民の思いが詰まった、「むつ市らしい」と表現させていただいたところでございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 壇上で、私は歴代のどの市長とも異なる山本市長らしい一般施政方針だと話しましたが、私の言う山本市長らしいとは、自分の考えを持っている、常に自然体で素直に本音で話すという山本市長の持ち味やキャラクターの部分の意味を込めた「らしい」であります。

このたびの一般施政方針を聞きまして、改めて本格的に山本市長のむつ市政が始まったのだなというふうに感じました。この後も、私は勝手なことをいろいろ話すと思いますが、懲りずにお付き合いのほう、よろしく願いいたします。

それでは次に、中間貯蔵施設について再質問をさせていただきます。この話が持ち上がった当時は、一般会計の累積赤字が約15億円ほどまでに膨れ上がり、あと数億円で夕張市のようなになるとい

うような状況であったというふうに認識しております。また、その当時は、海洋科学拠点都市構想もありましたが、私はこの誘致は財源確保がメインテーマであったというふうに思っておりますし、今もその考えに変わりはありません。

そこで、先ほどこれまでの交付金につきまして説明を受けましたが、相当額入っていると。それこそ財源確保がメインテーマだったことを考えると、相当むつ市の財政に寄与しているというふうに感じています。

搬入後の歳入に与える影響につきましても、今ご説明を受けました。それぞれ説明を受けたわけですが、そうしますとピーク時には、交付金も含めて、税のほうも含めて、年間どれくらい入ってくるというふうな見積りは現在ございますか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

まず、新税につきましては、現在建設されております施設、3,000トンでございますので、3,000トンに達した場合につきましては、年間で18億6,000万円となっております。ただ、1基ということで試算しますと、資料のほうでは1基当たり12トンというふうに計算されておりますので、620円を掛けた場合は、1年間で約740万円程度の税収が入るものと見込んでおります。

また、施設が稼働する段階につきまして、それぞれ入ってくる交付金等がございますけれども、核燃料サイクル交付金であれば5年間での交付が可能ということになりますけれども、運転開始の翌年度から8億3,250万円。これは、事業の計画によってどのように入ってくるかというのは、計画に基づいたものとなります。

また、県の核燃料物質等取扱税交付金につきましては、現在税率の改定もありまして、令和6年度の当初予算では約3億円程度を見込んでおりますので、1.5倍程度ということが報道等でなされ

ておりますので、約4億5,000万円に、先ほど答弁させていただきました施設数割という交付の基準の考え方がございまして、それが今回の県のほうの交付金の見直し等があった場合にどのように計算されてくるのかというのがまだ示されておられませんので、その分についてはもう少し増額になるのかなというふうに考えております。

その他につきましては、今年度もらっているものとサイクルの関係の交付金で15億円、中間貯蔵施設でいただいていますけれども、これは現在も2,400トンになるまでは15億円の一定の交付ということに変更はございません。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） すみません。細かい数字をお聞きしまして、申し訳ありませんでした。

次に、今後のスケジュールについてであります。先ほどの説明では事業者側のスケジュールのほうは理解をさせていただきました。であれば、受け入れるむつ市、あるいは青森県のほうの受け入れるための準備についてかかる作業とかのスケジュールについてはどのようになりますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

先ほど事業者の部分ということでお答えいたしました。市側としてということでもありますけれども、これは県のほうでまず安全協定というところで動いてまいらと思いますので、そうした動きと合わせて、市また事業者のほうでも検討を進めて、事業開始に向けて取り組んでいくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） あと6か月くらいということを考えれば、大分タイトなスケジュールだという

ふうに感じておるのですが、これまでは国や事業者側の理由で遅れてきましたけれども、6か月間、このスケジュールの中で、今度は例えば私たち受入れ側の準備が遅れて操業開始が遅れるということになると、これはちょっと残念な気がしますし、そういう意味では繰り返しの質問になると思うのですが、今現在、むつ市として受入れに向けた準備のほうの体制は万全でございますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 繰り返しの答弁になって恐縮でございますけれども、現在市及び青森県、事業者とともに、安全協定も含めて事務レベルで情報共有をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） では、今出ましたので、安全協定のほうについて再質問をさせていただきたいと思っておりますが、平成17年の協定書の中では、使用済燃料の貯蔵期間、あるいは品質保証体制の構築の2点がたしか項目になっていたかと思っております。それで今の説明ですと、安全の確保であるとか、環境保全であるとか、情報公開であるとか、そのようなことが盛り込まれるのではないかというふうなお話でございました。

先ほど来、中間貯蔵施設については、大事なことは財源の確保と、これもいろんな方がおっしゃっている最終処分場にしない、貯蔵期間が終了したら確実に搬出してもらうということが非常に大事な点だと思うのですが、その点について一般質問初日でも議論がございましたが、安全協定のほうにはどのような形で盛り込まれるのがよいと思うのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） ほかの原子力施設も含めて、安全協定の主な内容を壇上からご紹介申し上げましたけれども、まずは住民の安全確保、環境保全

の万全、あと情報公開の透明性の確保ということが安全協定に求められております。原子力施設の安全性という観点から申し上げますと、原子炉等規制法に基づきまして原子力規制委員会の安全審査により担保されていると、まずはその安全性というものはそちらで担保していると。その上で、安全協定におきましては、住民の安全確保、環境保全に万全を期すこと、あと環境放射線モニタリングの実施をしていただく、住民に損害を与えた場合の損害賠償、風評被害に係る措置などを盛り込むことが基本的なものと考えておりまして、基本的にはこの流れに沿って安全協定を締結していきたいと思っております。今後は議会をはじめ住民の皆様への説明会をさせていただきますので、その際にいただくご意見も踏まえまして、安全協定に向かってまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 平成17年の協定書の中では、貯蔵建屋の使用期間は供用開始から50年、貯蔵容器の貯蔵期間は建屋に搬入した日から50年、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するというふうな文言が協定の中には入っていたのですが、今回、近い将来結ばれるその安全協定の中には、そのような内容は含まれないと受け止めてよろしいのですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 現在、県と事業者、市の3者におきまして、貯蔵期間も含めて安全協定に盛り込むことで検討させていただいてございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） やはり安全協定の中で確実に搬出されるということが担保される内容、文言でなくてはいけないなというふうに考えています。誘致をする者として、やはりこの部分は絶対に譲れない大事な点でありますし、それこそ将来への責任だというふうに感じています。

私自身もかつては、もしかしたら中間貯蔵施設からキャスクが搬出される場所を見届けることができるかもしれないと思っていましたが、今やそれは多分かなわないというふうに思っています。その役目は、富岡直哉議員ですとか、高橋征志議員であるとか、櫻田秀夫議員であるとか、杉浦弘樹議員であるとか、ここまでで……そして何よりもその部分は山本市長に託したいという部分でございます。

とにかく確実に50年後搬出されるために、安全協定の中に書かれる文言については、相手もあることです。その部分については市長、ぜひとも頑張ってくださいというふうに思いますし、極端な話、私は搬出先はどこでもいいと思っているのです。むつ市から確実に搬出されるなら、それは再処理工場でも直接処分でも、東京電力でもどこでもいいというふうに思っています。それぐらい50年後は確実に出してもらいたいという思いでありますので、ぜひともその部分で決して譲ることなく、3者での協議のほうをよろしく願いたいと思います。

オフサイトセンターについてであります。現在調整中ということですが、お話だと操業開始時には必要だということなので、それを考えると大丈夫かなと、間に合うのかなというふうな気がしています。どうなのでしょう。新しい建物を建てるというのは、ちょっとこの期間だと厳しいように感じているのですけれども、まずは暫定的な場所で行っても操業開始のほうには支障がないものかどうか、その辺伺います。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

オフサイトセンターの施設というのは、内閣総理大臣が指定することになっておりまして、仮に中間貯蔵施設がスタートする前に中間貯蔵施設のオフサイトセンターが建物として個別になくて

も、ほかのオフサイトセンターの併用というか、そういう形での指定もあり得るものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） そうしますと、中間貯蔵施設に関してのオフサイトセンターは、操業時に専門のものがなくても、ほかで代替できるというふうな認識ですね。であれば、もうちょっと時間はあるのでしょうけれども。

それでも、これまでそれこそ県とかと交渉が続けられてきていると思うのですけれども、むつ市のほうからは、ここはどうでしょうかとかみたいな提案とかはされていたりするのですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 青森県に対しましては、市役所の周辺ということでお伝えをさせていただいております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） それに対して、県からの反応はまだないということでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） オフサイトセンターの場所につきましては、先ほど総務部長からも答弁ありましたとおり、内閣総理大臣が指定することになっておりますので、青森県が内閣府と調整していると伺っております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 主体は県だということなので、県の協議を待たなければならないということですね。時間がないので、早めにその協議はぜひともして、場所が決まればいいなと思っています。本日、青森県議会でも、本市出身の斉藤孝昭議員が同様の内容について県とやり取りすると聞いておりますので、そちらのほうも期待したいというふうに思います。

中間貯蔵施設については以上にさせていただい

て、最後、むつ市英語検定料補助金についてお尋ねをいたしますが、先ほどの説明ですと利用者は188人ということでした。実際英語検定を受けた子供たちの数というのは、どれくらいになるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 今年度は、延べ452名の子供たちが受検をいたしております。この中には、複数の回、あるいは同じ級を重複して受検している生徒も含まれておりますので、そのことを申し添えます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 452名、重複している人もいますので、一概に何名ということとは言えない。これより少ないのだと思います。多分そうであっても、今回の補助金を利用していない子供たちもそれなりにいるというふうに思うのですけれども、何で利用しなかったのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 利用しない理由に関しては、推測の域を出ることはありませんが、本来のことについては確認をさせていただきたいと考えております。先ほど文部科学省の指針に関してお話をいたしましたように、3年生の半分程度は英検3級程度の力を持ってほしい、そのように示されております。しかしながら、英語検定は民間企業が行う有償の検定となっております。したがって、私どもといたしましても、推奨はいたしますが、受けなさい、そのような指示をする立場にはないことはご理解をいただきたいと思えます。

そうした中であっても、延べ人数でありますけれども、452名の子供たちが受けている。そして、私どもはその有償の民間検定試験をより広く子供たちに受けてほしい、そのように考えて本事業を進めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 理由はそれぞれあって、分からないと思います。ただ、例えば学校によってたくさんの方が利用されていたり、一方では全然というふうな偏りがあるとするのであれば、次年度も続ける事業ですので、その辺のことはぜひとも教育委員会の皆様には、子供たちが満遍なく使えるような周知のほうをお願いをしておきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、中村正志議員の質問を終わります。

ここで、午後2時5分まで暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎杉浦弘樹議員

○議長（富岡幸夫） 次は、杉浦弘樹議員の登壇を求めます。2番杉浦弘樹議員。

（2番 杉浦弘樹議員登壇）

○2番（杉浦弘樹） 2番杉浦弘樹です。むつ市議会第259回定例会において、3項目6点について一般質問を行います。市長並びに理事者各位におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、使用済燃料中間貯蔵施設について質問いたします。現在RFS社は、中間貯蔵施設の事業開始に向け、2023年度下期から2024年度上期を念頭に準備を進めると説明しておりますが、その時期までおおよそ半年余りになろうとしています。

昨年9月に開催されたむつ市使用済燃料中間貯

蔵施設に関する調査検討特別委員会において、私は安全協定締結前に住民説明会を行うのかどうかの質疑をしましたが、市長は、「安全協定締結前に市民の皆様にもどういった形で安全協定が締結されていくかということを経営者、県と一緒に、市としても市民の皆様と議論を一緒にしていきたいと考えている」と答弁をしておりました。しかし、いまだその開催概要を示しておらず、住民説明会開催の周知等を踏まえると、もう既に進めていかなくてはならない時期に差しかかっているものと考えられます。

そこで1点目の質問は、安全協定締結前の住民説明会実施の必要性と開催概要についてお伺いいたします。

2点目は、1月1日に発生した能登半島地震で、今議会においても多くの同僚議員が地形的にも半島という点で類似していることから、市の防災対策等について一般質問をしておりますが、中間貯蔵施設においても同様に対策等をいま一度確認し、住民の安全を確保するための計画の見直し等も含めた作業を市としても行っていく必要があると考えます。

そこで質問は、能登半島地震を踏まえた中間貯蔵事業の防災対策や避難計画等の点検、見直しについて市の見解をお聞きします。

2項目めは、むつ湾フェリーについて質問をいたします。むつ湾フェリーが運航する蟹田・脇野沢航路は、これまで下北、津軽両半島を結ぶ観光航路として、40年以上にわたり運航してきた歴史ある航路で、何より両半島の地域経済を支える重要な航路であります。しかし、長らく続いた日本経済の低迷や新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延等、様々な状況により利用者数は年々減少し、現在むつ湾フェリーの経営状況は厳しいものとなっております。

県では、これまで関係市町村との協議をする検

討会議を行い、竣工から20年以上が経過し老朽化が進む船を新たに造るなどの提案や経営シミュレーションを実施するなどし、幅広く合意形成を図ってきました。そして、紆余曲折を経て、昨年11月に新造船の基本構想が示され、2026年4月の導入予定で22億円の建造費を見込んだ新造船導入が発表されました。

しかし、この基本構想はあくまでも予定であることから、昨今の物価高騰や慢性的な資材不足等で基本構想が崩れる可能性が考えられる点や、持ち株比率による建造費の自治体負担がある中で、むつ市は約8,000万円程度の財政負担が求められていることなど、市の財政状況等も含めた課題等があると考えられます。

そこで1点目の質問は、新造船の基本構想と今後について、市の見解をお伺いいたします。

2点目は、以前宮下市長時代に、むつ市が航路に係る検討会議で、陸奥湾航路の在り方について、青森・佐井航路のシライインも含めて県が主体的に取り組むべき問題であり、単に蟹田・脇野沢航路の必要性や存続云々という問題ではない。公社等経営評価委員会では、当時で7年連続D評価となっていることから、このことが改善される見通しが限りの限り、そのツケは県民が負担することになりかねない。県が諸課題の解決に真摯に取り組み、県の責任において陸奥湾内の持続可能な航路運営について県民の理解を得るべきであると発言しております。これは、蟹田・脇野沢航路のほか、シライインの航路もむつ湾フェリーで運航することを検討してほしいとの発言であると思われませんが、当時の議論では、青森市でのフェリーを接岸する港の整備を新たに必要性が生じることから、見送られた経緯がありました。

しかし、それから政治状況は大きく変わり、陸奥湾内の航路の在り方について発言してきた宮下前市長が知事に就任いたしました。私は、新造船

が就航する前のこの機会に、もう一度航路の在り方について、むつ市側から提案するチャンスが生まれたのではないかと感じております。

そこで2点目の質問は、新たに宮下知事が誕生した今、利用者増加に向けた航路のあり方について、むつ市から提案する考えはないかについてお伺いいたします。

3点目は、現在むつ湾フェリーは観光バスの受入れを積極的に行っておりますが、一度に多くの利用者がある観光バスの受入体制については、蟹田側では比較的整備されているのですが、脇野沢側では整備されていないのが現状です。

実際トイレの整備状況において、フェリーの乗船手続を行う脇野沢流通センターでは、女性用トイレが2か所、男性用でも小が3か所中利用可能箇所が2か所、大が1か所となっており、観光バスが数台にわたって乗船手続をする場合は、乗船する前のトイレの利用者で列をつくるのが頻繁にあるようで、フェリー利用者から一度に多くの方が利用できるトイレの整備をしてほしいといった声が多く寄せられるそうです。

また、道路の整備状況においても、むつ市内から脇野沢までの道のりで、大型バスが通過する際に道路幅が狭い箇所があり、地元住民が運転する車と擦れ違う際には、大変気を遣うことがあります。新造船の基本計画が示された今、こういったハード面の整備も利用者増加に向け、必要ではないかと考えます。

そこで質問は、観光バス受入体制の強化についてお伺いいたします。

3項目め、市内スポーツ施設の機能性強化についての1点目、むつ運動公園内のトイレ洋式化の必要性についてお伺いいたします。以前から駅や商業施設などの多くの方が利用する施設では、ユニバーサルデザインに対応することを目的に、洋式トイレや多機能トイレの整備が行われており、

現在ではこういった環境が当たり前の時代となってきております。

また、行政でも市役所や観光施設、学校においても利用者のニーズに対応する形で洋式トイレの設置や多機能トイレの整備といった環境整備を積極的に行っております。

しかし、住民の方から私に寄せられる相談の中で、むつ運動公園内のトイレについての相談が寄せられている現状があります。主に60代や70代の方からのご相談で、孫のスポーツ観戦で運動公園に行くことがあるが、公園内の多くのトイレが和式であるため、利用をためらうことがあるとのことでした。

また、別の相談者からは、膝が悪いために、段差があるトイレが利用できないことから、孫のスポーツ観戦をためらってしまうので、幅広い年代の方が利用できるトイレの整備をしてほしいといった声も寄せられております。

むつ運動公園内のトイレのほとんどは和式トイレが多いのが現状ですが、やはり下北管内のスポーツ大会を行う施設として、ユニバーサルデザインに対応した施設の整備をする必要があるのではないかと考えます。

国でも、社会的背景から見る公共トイレの整備に関する基本認識として、あらゆる年代やいろいろな事情を抱える人の行動範囲を広げることが重要であることから、快適に利用できる公共トイレの整備は重要であるとの考えを示しております。

市でも、これまでにむつ運動公園内の洋式トイレの設置について、住民からの要望等があると推測されますが、現状こういった住民の声に対し、今後どのように対応していくお考えなのか、市の見解をお聞きします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の1点目、安全協定締結前の住民説明会実施の必要性と開催概要についてお答えいたします。市といたしましては、説明会の必要性は認識しており、その詳細も含め、青森県及び事業者との調整を図りながら説明会を開催していきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目並びにむつ湾フェリーについてのご質問の1点目及び2点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、むつ湾フェリーについてのご質問の3点目、観光バス受入体制の強化についてお答えいたします。むつ湾フェリーの乗船場所にあります脇野沢流通センターは、昭和63年に建築され、観光案内所のほか、むつ湾フェリーと観光遊覧船「夢の平成号」の発券所、お土産売場、食堂等を併設しており、多数の観光客に利用されております。

来館者の中にはトイレを利用する方も多いものと認識しており、利便性向上のため、令和元年に洋式化のための改修工事を実施したほか、令和4年にトイレ水道配管修繕工事を実施するなど老朽化に対応してまいりました。

しかし、施設全体の老朽化が顕著になってきていることから、施設の機能再編も視野に入れたりリニューアルについて検討を開始したところであります。市といたしましては、地域住民の皆様や観光客のニーズに沿った施設のリニューアルを進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、宿野部地区及び蛸崎地区の道路の拡幅についてであります。当該道路の国道338号は、下北半島西通りの重要な路線であり、むつ市街地と川内地区、脇野沢地区を結ぶ唯一の幹線道路として、極めて重要な路線であると認識しております。このことから、下北総合開発期成同盟会にお

いて、平成20年度から道路管理者の青森県に対し、狭隘箇所を拡幅を要望しており、今後も強力で要望を継続してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市内スポーツ施設の機能性強化についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） 使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の2点目、能登半島地震を踏まえた中間貯蔵事業の防災対策や避難計画等の点検、見直しについてお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設につきましては、今年度修正を行いましたむつ市地域防災計画（原子力災害対策編）におきまして、計画の基礎とするべき災害の想定として盛り込んでおります。

しかしながら、その施設の性質上、金属キャスクを静的に貯蔵し、かつ蓋間圧力などを連続して監視しており、異常兆候に対して適切な対応が可能であり、また金属キャスクも衝突等が万一発生した場合においても、金属キャスクの基本的安全機能は維持されることにより、周辺監視区域外に影響を及ぼす放射性物質等の放出を伴う事象が発生する可能性は極めて低い施設であることから、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域が設定されておりません。このことから、避難計画の策定までは求められていないため、地域防災計画に連絡体制や情報提供などの体制について記載することとしております。

今後、今回の地震の全容が解明されるにつれ、国の原子力災害対策指針等が見直されるものと考えており、それらに併せて必要な見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） むつ湾フェリーにつ

いてのご質問の1点目、新船建造の基本構想と今後についてお答えいたします。

昨年11月28日に開催されました令和5年度第2回蟹田・脇野沢航路に係る市町村担当課長会議におきまして、県より新船建造に係る基本構想案が示されまして、新船のコンセプトは、「津軽半島と下北半島をつなぐ地域振興に資する船」、「むつ湾の環境・自然を味わえる快適で楽しい船」、「乗る人すべてにやさしい船」、「原子力災害や自然災害時に対応できる船」とされております。

次に、現船「かもしか」と新船の基本仕様を比較いたしますと、旅客定員は240人程度と同じですが、現船の車両搭載台数、大型バス4台及び普通乗用車4台が、新船では大型バス4台及び普通乗用車3台に加え軽乗用車4台となっております。若干向上しております。

また、新船建造の費用につきましては、現時点で約22億円と示されておきまして、費用全体の9割となる19億8,000万円を青森県とむつ湾フェリー株式会社が負担いたしまして、残る1割の2億2,000万円を13市町村が持ち株比率に応じまして案分して、むつ市は7,857万1,000円を負担することとなります。

なお、今後につきましては、令和6年度において8月に新船建造工事の請負契約の締結、9月から11月に基本設計を行い、12月から3月に詳細設計をするということになってございます。その後、令和7年度において4月に起工、8月に進水、3月に竣工となっております。令和8年4月頃に新船就航を予定しているということでございます。

次に、ご質問の2点目、新たに宮下知事が誕生した今、利用者増加に向けた航路のあり方について、むつ市から提案する考えはないかについてお答えいたします。青森・脇野沢航路につきましては、これまで開催されてきました蟹田・脇野沢航

路に係る市町村担当課長会議の中で、当市から県に提案してまいりましたけれども、県からは、先ほど議員からもお話ありましたとおり、新船が青森市内の港を利用するためには、港の改修に多額の費用を要することや、蟹田・脇野沢航路の運航に併せて青森・脇野沢航路を運航するためには、船員等の増員や所要時間が増えるため、非常に難しいとの回答をいただいております。

市といたしましては、まずは現在の蟹田・脇野沢航路への利用促進について寄港地としての役割を果たすことで、地域の活性化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（斉藤洋一） 市内スポーツ施設の機能性強化についてのご質問、むつ運動公園内のトイレ洋式化の必要性についてお答えいたします。

むつ運動公園内のスポーツ施設は、年間で約5万人の皆様にご利用されておりますが、議員ご指摘のとおり、トイレを和式から洋式へ直してほしいとの要望は多く寄せられております。

公園内のトイレの設置状況につきましては、屋外トイレが園内4か所に点在しているほか、陸上競技場をはじめとしたスポーツ施設内には1か所ずつ、合計3か所にトイレが設置されております。これらのうち、完全に洋式化されているものは、児童公園の屋外トイレと陸上競技場施設内のトイレのみという現状から、公園利用者の利便性向上のため、洋式化に向けた改修は必要不可欠であると認識しているところであります。

このことから、令和6年度に改修工事に向けた準備に取りかかることを検討しておりましたが、国の交付金活用と財政負担の軽減を念頭に、令和6年度に策定予定の公園ストックの再編と長寿命化を図るための計画の中に、むつ運動公園のトイレ改修をメニューとして加えて、令和7年度以降、

順次トイレの洋式化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） ご答弁いただき、ありがとうございました。順次再質問のほうをさせていただきます。

まずは、使用済燃料中間貯蔵施設についての1点目、こちらの部分について再質問させていただきます。今ご答弁いただきましたけれども、この件に関しまして、今回の定例会において、工藤議員のほうも一般質問しております。見解のほうも述べておられましたけれども、私も工藤議員と同様に同じ見解を持っておりまして、正直この事業開始時期がまた延期されるのではないかと私自身思っております。理由といたしましては、やはり安全協定締結という大事な工程に対しての住民説明会を、おおよそ半年前にもかかわらず開催概要を具体的に示すことができないのは、スケジュール的に厳しいと考えられるからです。

そこで再質問ですけれども、安全協定が当初の時期より延期した場合、住民説明会の実施時期はどうか。また、県や事業者とは、住民説明会開催に向けて何度も議論するなど連携は取れているのかお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 事業者であるリサイクル燃料貯蔵株式会社からは、現状2024年度上期の事業開始に向けて、今年度末までに貯蔵計画が提出されると伺っておりますので、延期になるという認識はございません。

また、安全協定の住民説明会につきまして、青森県及び事業者との調整につきましては、対面での打合せのほか、電話やメール等により事務的に調整をさせていただいております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 分かりました。これ以上話し

しても、多分平行線になると思いますので、まず要望したいと思うのですけれども、ぜひ住民説明会を開催する際には、施設が隣接する自治体住民も参加可能とすることや、複数回の開催、また団体だけでなく個人でも出席可能といった最大限間口を広げた開催とすることを市のほうに強く要望いたします。

2点目でありますけれども、こちらのほうは要望で終わらせていただきたいと思っております。先ほど答弁しておりましたけれども、国等が見直しや改善を求めた際には、ぜひ早急に対応していただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、2項目めのむつ湾フェリーについて再質問いたします。1点目の新船建造の基本構想と今後についてということで、財政的負担の部分、持ち株比率から約7,800万円の財政負担が生じるということで、こちらは、むつ市のほうで財政負担的には可能なかどうか。今後の財政状況において、非常に金額も大きいものですから、そちらはどのような見解を示しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

こちらの金額につきましては、担当課長会議での説明ということになりますけれども、来年度以降必要に応じて財政当局と相談しながら、これを支出できるような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 金額のほうはかなり大きい金額なのですけれども、この航路存続に向けた形で、ぜひ財政負担を何とかよろしくお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、新たに宮下知事が誕生した今、利用者増加に向けた航路のあり方について、むつ市から提案する考えはないか、こちらの再質

問なのですけれども、船員等の増員がまず必要だというふうなことで答弁のほうもされておりました。現航路のニーズに対応することも必要だと思います。ただ、時代に合った航路の在り方も経営状況を改善するためには必要であると私は考えております。

今まで陸奥湾航路維持と必要性に向けての議論の中で、最大の目的は赤字経営にならないことが目的であって、今後新造船就航の恩恵を受けることができる数年間は、経営は改善されていくと思います。しかし、その恩恵が薄れる10年後には、経営がまた悪化するおそれは十分あると私は考えております。

これまで40年間という長い期間にわたり航路を運営してきましたが、時代によって陸奥湾航路に対しての人々のニーズは変化するのは当然でありまして、今その変化に対応する時期だと私は思っております。

また、何より恩恵を受けることができるこの時期に、フェリーが接岸できる環境を整備して、持続可能な航路運営につなげる必要があると私は考えておりますけれども、このことについて市の見解のほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

令和3年12月23日に開催されました蟹田・脇野沢航路に係る検討会議におきまして、県外旅行エージェントや県内宿泊事業者へのアンケートの結果が報告されておまして、この航路において実施する津軽・下北両半島ツアーの集客期待度、これは極めて高いというふうに出ておまして、両半島ツアーに必須の交通手段であるとなっていることがうかがえる結果となっております。

これを基に県のほうでは、令和5年度において船舶体験学習支援事業ですとか、イルカいないかキャンペーン事業ですとか、旅行エージェント等

PR事業、また津軽半島・下北半島周遊バス実証運行事業などを実施しておまして、また令和5年度及び6年度におきましては、航路を活用した津軽海峡交流圏・北東北周遊定着事業を実施していくということになっております。

市といたしましては、まずは交流人口の拡大や広域周遊観光を支えるこの航路について県に協力し、先ほども申しましたけれども、寄港地としての役割を果たすことで地域の活性化に努め、観光航路としての利便性向上など、時代に合わせた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 私もこのアンケートの部分で、期待度が高いということは全然分かりませんでした。そういった部分から、今後はこの航路を有効にどういう形で活用し提供していくか、そういう形の議論にしていくというふうなことでありますので、ぜひとも利用者増加に向けた魅力ある使い方といいますか、コンテンツの提供の仕方、そういったものを含めてぜひ県と一緒にやっていただきたいと思っております。

それでは、3点目の観光バス受入体制の強化について再質問いたします。まず、道路整備についてでありますけれども、これは要望になります。川内地区の宿野部郵便局付近の道路のほうが非常に狭いのです、あそこの場所。実はこの場所は大型バス等が通過する場合に、夏でも対向車が来た場合、どちらかが止まらなければいけない、そういった場所がございます。実はこの箇所は、数年前にも、全然雪が降っていない時期なのですけれども、キャンピングカーと乗用車が擦れ違う際に接触してしまう事故が起きた箇所です。それだけ道路幅のほう狭いような状況になっております。そして、もう一か所整備してほしい場所がございます。これも川内地区なのですけれども、蛸

崎地区、蛸崎八幡宮付近と、そのもう少し旧むつ地区寄りといいますか、信号のない十字路の場所がございます。ここも道路幅が非常に狭いです。ここも車が擦れ違うのに大変な箇所となっております。この2か所に関して整備が進めば、大型バスと擦れ違う際にはスムーズに擦れ違うことが可能でございます。冬の時期にはむつ湾フェリーは運休しておりますので、大型バス等も運行しないのですけれども、地元住民の方が車で運転して通行する際、どうしても除雪によって横に雪がたまり、道路幅がさらに狭まってしまって、大変スムーズに運行することができない箇所となっております。そういった部分、バスの受入体制の強化と、あとは地元住民が運転する際の冬期間の道路状況が、この2か所整備されますと、かなり改善されると私自身思っておりますので、ぜひとも県へ、この2か所を市のほうから要望していただきますようお願いいたします。

そして、再質問でございますけれども、現在の発券業務を行う流通センターとその周辺の整備、先ほどこの流通センターのリニューアルについての検討を始めたということで答弁いただきましたが、非常にこれ前向きな答弁をいただいたと私自身思っております。市長、本当にどうもありがとうございます。正直、このリニューアルについての検討が実際に本当に行われていくと、今後脇野沢地区の観光の部分は過去にないほど盛り上がるのではないかと、またとないチャンスではないかと私自身思っております。

そこで、このリニューアルについての検討をするに当たって、いろいろと地元の関係団体や、あとはバスの運行会社の意見、そしてまた市内にある大学などの生徒さんなど、そういった方々と一緒に集めてタウンミーティング的なことを行って、いろいろな意見を取り入れた形で、ぜひともこのリニューアルに向けた検討のほうを策定して

ほしいなと思っております。

以前、市長が職員時代に脇野沢温泉を造る際、同じような形で議論した経緯に携わったと思いますが、私はそういった脇野沢温泉時代にした議論と同じ形で行うのが、やはり今回リニューアルに向けた検討の部分においていいのではないかと考えておりますけれども、この考えに対して市長の見解のほうをお聞きしたいと思えます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 流通センターのリニューアルについてということでございますけれども、以前脇野沢温泉が何度か休止した際に、地方創生の交付金を活用させていただいて、小さな拠点というモデル事業として、脇野沢の皆様と、そして大学生の皆様とコミュニティをつくって意見交換をして、脇野沢コミュニティセンターを造ったという経緯がございます。流通センターのリニューアルに当たりましては、令和6年度におきまして地域住民、関係団体、そして杉浦議員おっしゃるとおり大学生も含めて、様々な皆さんと意見交換を実施いたしまして、リニューアルの内容と詳細なスケジュールを定める予定としてございます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 市長、ありがとうございます。ぜひともそのように行っていただきたいと思っております。

それで、今回流通センターのリニューアルについての検討という部分で、実は流通センターのすぐ後ろといいますか、横に、もうやめてしまいましたお土産売場としてやっていたマリンハウスの建物があります。こちらは、以前廃止条例が出まして可決されて、できるだけ早い時期に建物の解体をしていきたいというふうなことで答弁のほうをしていたと思うのですけれども、今回リニューアルについての検討を始めた際に、このマリンハウスの解体等を行っていくのかどうか、その辺お

聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） マリンハウスの解体につきましても、新年度の予算におきまして、解体するの
かしないのかという議論も市の内部でさせていただいて
おりますけれども、マリンハウスの解体も含め、流通
センターのリニューアルも含めまして、地域の住民の
皆様の意見をしっかりと伺いながら、道の駅の在り
方なども含めて脇野沢全体の観光施設の在り方をど
ういった規模で最適な規模にするのかを検討する予
定としております。このことは市がこうしたいとい
うことではなくて、あくまで先ほど来申し上げてお
ります令和6年度において開催する予定となっております
地域住民、関係団体、そして若い世代の皆さんの意
見を勘案した施設にしていきたいと、そういう思い
を持っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 市長、ありがとうございます。
ちょっと私もこの後、実は道の駅の部分について
再質問しようと思ったのですが、市長に先に言わ
れてしまいました。でも、それだけ市長と私、今回
の流通センターの部分においては、考え方がある程
度似ているのかなというふうなことで受け止めさせ
ていただきました。

一応再質問を準備してきていますので、道の駅の
部分に関してちょっとお話しさせていただきたいと思
っているのですが、今回こういった形でリニューアルに
ついての検討が出ましたので、今流通センター内
のお土産売場というのは非常に小さい形でやって
おります。前までは、マリンハウスをやっていた
ときは、マリンハウスも併設というふうなことで、
ある程度充実したお土産売場があったような形な
のですが、マリンハウスを閉鎖してしまった今では、
やはりどうしても今現状でやっているお土産売場
さんのほうは

かなり小さいので、観光バスが何台も来たとき
にはなかなかお土産を、求めたものを提供してい
けるような環境ではないというのが現状です。

そして、実際今現状で運営している道の駅のほ
う、これは脇野沢農業振興公社が指定管理で道の
駅を運営していると思うのですが、道の駅の建物
自体、私が小学校に入ったときには、もうあの建
物はあったと思うので、それから考えれば大分建
物のほうは老朽化していると思います。細かい修
繕等も行いながら、だましだまし使っているとい
うふうなもの話として聞いております。

この道の駅、新たな今回の流通センターのリニ
ューアルに向けて、例えば道の駅を移動してくる
というふうな形を取ると、券売場の流通センター
の部分、道の駅が来て非常ににぎわうというこ
とで、何よりも公社のほうは今まであった借金
の部分を返しているような状況ですけれども、そ
ういった部分においても経営改善にもつながって
いく効果が見込まれるということで、公社や、あ
とは流通センターを脇野沢の玄関口として発信す
るに当たっても、お土産売場があれば、双方にと
っていいのかなというふうなことで考えておりま
す。なので、その部分について、せっかく再質
問を考えてきましたので、もう一度市長の見解
のほうをお聞きしたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 杉浦議員の思いは十分に伝
わっております。新年度で地域の皆さんと議論
してまいりますけれども、杉浦議員から前回の
一般質問でもありまして、タラの場取りに私行
きました。その後ちゃんと水揚げにもお手伝い
に行ったほうがいいのではないかというご意見
をいただきまして、水揚げにも参加をさせて
いただきました。漁師の皆さんはじめ、脇野
沢の皆さんから、森の山の中にあるのにリ
フレッシュセンター鱈の里だと、鱈の里は
海の近くにあったほうがいいの

ではないかという話も脇野沢の皆さんからいただいておりますので、脇野沢の皆さんの思いをしっかりと市のほうで受け止めさせていただいて、脇野沢の皆さんと議論して、道の駅の在り方も含め、また流通センターの売場、買物、また食べ物を食べる施設も含めて、どういった形が脇野沢の皆さんにとって一番いい形になるのかを含めて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 市長が何度も言っている地域の方々、あとは関係するの方々、大学生とかも含めて、ぜひとも皆さんで和気あいあいと議論して、よりよいものをつくっていくような形で計画等を立てていただくようお願い申し上げます。

それでは、3項目めの市内スポーツ施設の機能強化についての1点目について、こちらは要望をさせていただきたいと思えます。先ほどの部長の答弁で、こちらのほうも前向きな答弁をいただいたものと受け止めております。

この件については、市でも多くの意見を住民のほうからいただいているようなので、本来であれば早急に対応する必要があるとは思いますが、かといって予算の効率的執行は非常に重要であることから、国の補助をうまく利用するのは重々理解できますので、ぜひとも一日でも早い要望のほうをいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後になりますけれども、今議会は予算を審議する議会ですが、山本市長は就任1年目で高校通学費補助事業を提案されております。私は1期目でこのことを一般質問させていただきましたが、当時の宮下市長からは前向きな答弁はいただけず、また私以外にも多くの議員がこれまで質問をし、必要性を訴えてきましたが、実現には至りませんでした。

そのような中、去年6月、山本市長が就任して

初めての定例会で、私は1期目の任期中、2回目の高校通学費補助の必要性について一般質問をし、山本市長から前向きな答弁をいただいたことは今でも鮮明に覚えており、やっと思いが通じたのかなと当時思いました。そして、今回市長はそれを一発で実行に移してくれました。前市長時代は、立場の違いから、なかなか一般質問において前向きな答弁をもらうことはほぼありませんでしたが、山本市長が就任してからは、今議会や、去年の12月定例会においても、私と立場が違えど、私の一般質問に対して誠心誠意対応していただき、また前向きな答弁をいただいていることに対し、私は山本市長に対して勝手にシンパシーを感じております。

ただ、これ以上市長にエールを送ると、発言が何か変な方向に飛んでいきかねないような気がいたしますので、この辺で終わりますけれども、山本市長には就任1年を間もなく迎える中で、健康に留意して、またこれまでと同様の政治姿勢と積極的な活動で頑張ってくださいたいと思っております。何より山本市長には大いに期待しております。

これで一般質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、杉浦弘樹議員の質問を終わります。

ここで、午後3時まで暫時休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎櫻田秀夫議員

○議長（富岡幸夫） 次は、櫻田秀夫議員の登壇を

求めます。6番櫻田秀夫議員。

(6番 櫻田秀夫議員登壇)

○6番(櫻田秀夫) こんにちは。公明党、公明・自由会派の櫻田秀夫です。

初めに、今年度をもち、退職されます職員の皆様におかれましては、長年にわたり市政あるいは市民サービスにご尽力いただき、心より敬意と感謝を表する次第でございます。今後も本市の発展のために、豊富な経験からのご助言、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、むつ市議会第259回定例会に当たって、一般質問させていただきます。市長をはじめ、理事者の皆様には明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1項目めは、児童虐待についてです。昨今、全国で児童虐待のニュースが後を絶ちません。つい先日も、八戸市で5歳の少女が虐待により亡くなったとの事件がありました。報道では、警察などから2度の通告があったにもかかわらず、児童相談所は1回の面接で指導を終えていたとあります。厚生労働省によると、昨年全国で児童虐待対応件数が約4万件、そのうち死亡事例が約50件、毎週1人の尊い児童の命が、虐待により奪われていることとなります。

そこで、本市の令和4年度虐待相談件数と対応状況についてお知らせください。

また、少子化が加速する現代社会の中で、その現場の対応によって、未然に幼い命を守ることができたと思いますが、市長のご見解をお伺いいたします。

次に、質問2項目め、高齢者の再就職支援についてお伺いいたします。日本の人口は2008年をピークに減少に転じているが、今後その減少の幅は大きくなると見込まれています。その背景には、高齢者数の伸びの鈍化と64歳までの人口減少の加速がある。2020年以降5年ごとの人口増減率を年

齢階級別に見ると、65歳以上の増加率の幅よりも、20歳から64歳の減少率のほうが大きくなっていく。高齢化率の推移は、1990年に12.1%であった全国の高齢化率は2019年までの間に16.3ポイント上昇して28.4%に達し、平成の時代は急激な高齢化が進行した30年間であった。他方、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」によれば、2040年の高齢化率推計は35.3%と、2019年からの上昇は6.9ポイントにとどまると見込まれている。こうした結果、2040年には20歳から64歳までの人口が人口全体のちょうど半分を占めるまでに減少すると推計されます。

団塊の世代は既に高齢期に入っており、その子供世代として第二次ベビーブーム、1971年から1974年の間に生まれた団塊ジュニア世代は2030年代後半から高齢期に入っていく。こうした人口の多い世代が高齢化する一方で、第三次に相当するベビーブームは起きなかったため、2040年の人口ピラミッドは高齢期に膨らみを持った縦に細長い形となりました。こうした人口構成となった社会において、年齢のみで支える側を区別し続けることは、社会の継続可能性の観点から厳しい面があると予想されます。

そこで、本市における60歳以上の就労者数の現状をお知らせください。

質問の3項目め、お悔やみコーナーの設置についてお伺いいたします。ここ数年で全国の自治体に広まったお悔やみコーナーとは、親族が亡くなった際の行政手続を集約した窓口ですが、同居していた家族や大切な方を亡くし、悲しみの中にいる遺族の方々にとって、死亡、相続に関する手続は大きな負担となります。心理的な負担に加え、複数の部署をまたぐ慣れない申請や変更届などの手続の煩雑さについては容易に想像できます。死亡届の各種手続をご遺族に寄り添って案内をするとともに、複数の窓口での手続を一度に行うワン

ストップサービスにより、遺族の負担軽減と市民サービスの向上を図る窓口です。2019年度までは全国で16を数えるほどでしたが、2020年度は169自治体まで急増、全国の市町村の総数は1,718ですから、実に日本の1割の自治体が導入していることとなります。急増の背景には、全国的な少子高齢化や死亡数の増加などの影響も考えられます。

当市において、今後どう多死社会のニーズに向かっているのか、ご見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 櫻田議員のご質問にお答えいたします。

まず、児童虐待についてのご質問、児童虐待相談件数と対応策についてお答えいたします。市が対応した令和4年度の虐待相談件数は15件となっております。

児童虐待の対応策といたしましては、未然防止、早期発見、早期対応が重要であると認識しております。市では、妊娠、出産、子育て期を切れ目なく支援することにより、児童虐待のリスクを軽減し、必要な支援を早期から提供できるよう、Smile Kids Officeにっこりっこにおいて相談支援体制の充実に努めております。

また、児童相談所との連携を図るとともに、必要に応じて関係機関で構成するむつ市要保護児童等対策地域協議会において、支援が必要な妊産婦や子供に関する情報共有、支援方法の検討、協議を行い、対応しております。

さらに、虐待に関する相談を受理した場合は、調査、情報収集及びリスクアセスメントを行い、子供の安全を最優先に、迅速かつ慎重な対応に努めております。

次に、児童虐待についての私の所見を述べさせ

ていただきます。児童虐待は、子供の心身の成長や人格の形成に重大な影響を及ぼし、子供の人権を著しく侵害する行為であります。虐待等の権利侵害に苦しむ子供を救済し、子供の笑顔を守りたい、その思いを形にすべく、本定例会にむつ市こどもの笑顔まんなか条例を上程いたしました。本条例では、子供を権利の主体として認め、子供の権利を保障するための市の責務、保護者等の役割のほか、子供の権利に関する相談員の配置や子供の権利救済のための子どもオンブズパーソンの設置を定めております。これまでの未然防止、早期発見、早期対応に加えて、子供の権利保障に関する取組を推進することにより、子供の笑顔を守り、児童虐待への対応強化に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、高年齢者の再就職支援について及びお悔やみコーナーについてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 高年齢者の再就職支援についてのご質問、60歳以上の再就職支援についてお答えいたします。

まず、当市における60歳以上の方の就労者数の現状についてであります。国勢調査によりますと平成22年が4,784人、平成27年が5,644人、令和2年が6,127人となっており、増加傾向にございます。

市といたしましては、今後生産年齢人口の減少が推測されますことから、地域社会の活力を維持するため、健康で働く意欲のある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮し活躍できるよう、定年制度に関する法改正の動向を注視するとともに、国・県及び関係機関と連携し、再就職支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（斉藤洋一） お悔やみコーナーについてのご質問にお答えいたします。

お悔やみコーナーの設置につきましては、設置している自治体を視察するなどして、これまで検討を重ねてまいりました。

お悔やみの手続に関しては、主に市民課及び国保年金課における申請となっておりますが、当市では両課が隣接して配置されていることから、利用者の皆様にとりましては、手続の流れはスムーズなものとなっております。

さらに、庁舎のワンフロアという特徴を生かし、正面玄関付近に市民サービスに関連した主な窓口を集約配置しており、他市と比較しても庁舎内の移動が非常に少なく、またお客様の身体状況等を配慮して、手続に関係する部署の担当者を同席させるなどの対応を取っているところであります。

お悔やみ窓口は、自治体ごとに様々な形態がありますが、国保、年金、後期高齢の担当が1か所の窓口で交代で対応し、それ以外の関係課へは職員が案内して、ご遺族に巡回していただく運用が多く見受けられますので、当市は既にお悔やみ窓口の機能を満たして対応を行っているものと認識しているところでございます。

また、申請手続等に関するお客様の不安を解消するため、本年度、「おくやみハンドブック」を新たに作成し、市役所内でのお悔やみに関する手続の詳細や市役所以外の機関において想定される手続についても掲載したものとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

児童虐待について再質問させていただきます。相談の種別の内訳と今後の対策についてお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（吉田由佳子） お答えいたします。

まず、令和4年度の虐待に関する相談件数の種別についてでございますが、ネグレクトが2件、心理的虐待が13件、身体的虐待と性的虐待はゼロ件で、心理的虐待が最も多くなっております。

次に、児童虐待に関する今後の対策についてお答えいたします。今後の対策といたしましては、これまでの未然防止、早期発見、早期対応に加えまして、子供の権利保障に係る取組を推進するほか、令和6年度にこども家庭センターを設置し、組織体制の強化を図ることとしております。

当市におきましては、児童虐待等に対応する子ども家庭総合支援拠点と母子保健に対応する子育て世代包括支援センターを1つの課に集約し、連携して対応しているところですが、これを一体化したこども家庭センターを設置することで、母子保健と児童福祉の両機能の連携がより一層深められ、子育てに困難を抱える家庭に対する切れ目のない支援体制が強化されるものと考えます。これらの取組により、引き続き児童虐待防止に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。現状では、虐待の対応は複雑で難しいものと考えます。過去を振り返ると、児童相談所の判断ミスや関係機関との連携不足が指摘されるたびに、機能や体制は見直されてきました。

また、通報の増加もあり、全国の児童相談所が子供の虐待について受けた相談は、2022年度に約21万9,000件と過去最高に上りました。児童相談所の業務が逼迫している現場も増加傾向にあります。

子供虐待とは、親や親に関わる保護者が子供の世話をせずほっておいたり、子供の体や心を傷つける行為などをいいますが、たまたま起こった

ような事故ではなく、しつけの程度を超えるようなことが繰り返され、子供の心身の発達を脅かし、心理的に大きな傷跡を残します。国は対応に当たる児童福祉司の増員を進めるが、その現場によって経験の浅い職員も多く、資質の向上や待遇改善も含めた抜本的な体制の強化が欠かせないと考えます。

子供や保護者の様子、異変を感じた場合、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）に電話することや、保育所等や学校と放課後児童健全育成事業のなかよし会の支援員との情報共有、また病院、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、乳幼児から児童・生徒の状況把握を地域、社会全体で見守っていくことが大切だと思います。今後とも切れ目のないご支援、またよろしく願います。

再質問2項目めになります。60歳からの再就職に向けた市の取組についてお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

60歳以上の方の再就職支援に向けた市の取組ということですが、まず市役所本庁舎内に設置されておりますジョブカフェあおもりサテライトスポットむつのほうにハローワークを設けていただいております。求人情報の閲覧ですとか、ハローワークむつの職業相談員による職業相談等のサービスを利用いただいておりますほか、市の公式LINEアプリのメニューボタンのほうにハローワークインターネットサービスを掲載しております。求職中の皆様が地域の求人情報にアクセスしやすい環境を整えてございます。

また、国におきましては、高齢者の雇用を促進するため、60歳以上の高齢者を雇い入れた事業主に対する特定求職者雇用開発助成金などの各種支援策を講じておりますことから、市といたしましてはハローワーク等の関係機関と連携し、制

度周知に努めているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

また、これらの取組に併せまして、高齢者雇用安定法の趣旨に基づいた施策として公益社団法人むつ市シルバー人材センターの運営費等の一部を助成しております。高齢者の就業機会の増大を図っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

ここで、全国に先駆けて高齢者の就労や社会貢献を推進していて、100人以上の新規雇用を生み出すなどの大きな成果を上げている自治体の実例をご紹介させていただきたいと思います。兵庫県の淡路島の南部に位置する人口約4万6,000人の南あわじ市は、65歳以上の就業率が全国平均25.1%に対して41.5%と、全国でもトップクラスのシニア世代の就業率を生み出している。その要因の一つが、2017年度からスタートした高齢者等元気活躍推進事業、この事業は4つの柱から成り、1つは有償でのボランティア、2つ、シニア向け雇用の創出、3つ、就労支援講座、4つ、ワンストップの相談窓口で、働き手となる生産年齢人口15歳から64歳までが減少する中ですが、シニア世代の労働力を活用することで、人手不足解消へつながることが狙いとなっております。

また、有償ボランティア「おもしろポイント制度」は、市の認定するボランティア活動に参加した60歳以上の市民に対し、商品券と交換できるポイントを交付するもので、絵本の読み聞かせや傾聴ボランティアなどは1時間当たり400ポイントが付与され、1,000ポイント単位で1,000円分の商品券と交換が可能となっております。本年1月末までに331人の市民が同制度に登録して好評とのこと。

また、シニア向けの雇用を開拓する働くシニア応援プロジェクトでは、官民が連携して、高齢者が無理なく柔軟に働ける雇用環境を整備し、市内39事業所で102人が就労し、大きな成果を生み出しています。同プロジェクトの特徴は、高齢者の働きやすさを重視した新たな就業形態と業務内容の開拓にあると。一方、働きたい思いはあるが、まだ自信がないという方には、履歴書の書き方や面接の振る舞いなどを教える講座を開設しております。市が就労に向けた準備を手厚くサポートしたり、毎月開催するシニアの生涯活躍総合相談窓口で高齢者雇用に関する相談を受け付けたり、就労までトータルで支援するということでした。

様々こういうワンストップ化だとか、また今DXなんかも大分進んできていますけれども、そういった部分で業務内容として市民のよりよいサービスの向上が求められている時代になってきておりますので、先ほどお悔やみ窓口の件も部長からご答弁いただきましたけれども、今後どういう時代の流れが来るか分かりませんので、そういった実情に合わせて、また市民の方からの声をしっかり市政に届けていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、櫻田秀夫議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月5日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よっ

て、明3月5日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、3月6日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時26分 散会